

業務資料 No. 218

取扱注意

カナダ駐在員報告

No. 17

(47年1月～47年6月)

海外移住事業団業務第一部編

ARY

| | |
|------------------|-----|
| 国際協力事業団 | |
| 受入'84.9.13 月日 | 801 |
| 登録No. 14794 | 234 |
| | EM |

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| I 移住に関連する諸情勢 | 1 |
| (47年1月及び2月月報分) | |
| 1. 1月の失業状態 | 1 |
| 2. 1971年消費者物価の上昇 | 1 |
| 3. ケベック州政府移住担当者の海外配置 | 3 |
| 4. 2月の平均賃金, 労働時間 | 4 |
| 5. 失業対策事業の推移 | 4 |
| 6. 1971年の出生率, 死亡率 | 4 |
| (47年3月月報分) | |
| 1. 1971年入加移住者統計 | 5 |
| 2. 旅行者による永住申請, 控訴の問題 | 11 |
| 3. 小教移住者子弟の母国語教育開始 | 13 |
| 4. 職業訓練課目の編成替 | 13 |
| (47年4月月報分) | |
| 1. カナダの人口 1971年国勢調査から | 14 |
| 2. 母国語別の人口分布割合 | 16 |
| 3. 失業関係情報 | 17 |
| (47年5月月報分) | |
| 1. カナダ農業の現勢 | 22 |
| 2. カナダ家庭の資産と負債 | 26 |
| 3. 外国籍の多い大学院在学者 | 28 |
| 4. 1972年第1, 4半期の対加移住 | 30 |
| 5. カナダ国籍取得申請が低調な事由 | 34 |
| (47年6月月報分) | |
| 1. 一時滞在者の永住切替特別措置の実施 | 38 |
| 2. 最近の雇用情勢 | 43 |
| 3. 今夏の求人予測 | 44 |
| 4. 最近の世論調査から | 48 |

JICA LIBRARY



1035621[0]

| | |
|--------------|----|
| 5. 日系文化会館の現勢 | 51 |
|--------------|----|

II 各国移住者のカナダ生活観（47年3月月報分）

| | |
|----------------|----|
| 1. ヨルダン人の場合 | 53 |
| 2. ブラジル人の場合 | 55 |
| （47年4月月報分） | |
| 1. オーストラリア人の場合 | 58 |
| 2. 韓国人（女性）の場合 | 60 |

(47年1月及び2月月報分)

1. 1月の失業状態

本年1月の失業者数は665千に達し、労働人口の7.7% (季節修正では6.3%) を示すにいたった。

前月の12月に比して、135千人の増加であり、これは冬期の労働需要減退と、一部企業の経営不振による解雇の結果とされている。単純失業率の地域差は大きく、平均よりも高い地域は大西洋岸諸州の12.9% (これは17年ぶりの記録更新となった)、ケベック州の9%、B.C.州の8.7%であり、これら諸州にとくに不況色が濃いといえよう。オンタリオ州平原諸州は相対的に失業率が低い。

年齢別では、25才以上の失業率が6.6%であるのに対し、25才未満の若年層の場合は13.2%もの高率に達している。しかし、1年前の1月と比較すれば、全カナダで、労働人口が3%、246千人増加しているにもかかわらず、就業者数も3.2%249千人とほぼ同じ増加をみせており、この結果失業者数も失業率も僅かながら下降している。

単位：千円 (失業率は%)

| | 全カナダ | | | オンタリオ州 | | | |
|------------|-------------|--------|------------|-------------|-------|------------|-------|
| | 1972年 1月 | 前年同月 | 増減 △印は減 | 1972年 2月 | 前年同月 | 増減 △印は減 | |
| 人口 | 2,1731 | 2,1465 | 266 | 7,777 | 7,656 | 121 | |
| 労働力 | 8,582 | 8,336 | 246 | 3,285 | 3,146 | 139 | |
| 就業者 | 7,917 | 7,668 | 249 | 3,096 | 2,945 | 151 | |
| 失業者 | 665 | 668 | △ 3 | 189 | 201 | △ 12 | |
| (%) 失業率 | 単語 | 7.7 | 0 | △ 0.3 | 5.8 | 6.4 | △ 0.6 |
| | 季節 修正 | 6.3 | 6.4 | △ 0.1 | 4.8 | — | |

資料 MANPOWER REVIEW

2. 1971年消費者物価の上昇

1961年を100とした昨年1年の物価上昇傾向は、次の通りである。

(1) 品目別

全品目の平均上昇率は4.9%であるが、食料品の値上りが7.8%でずば抜けて高く、その他はどれも平均を下廻っている

| | 1971年1月 | 1972年1月 | 上昇率 | 各品目間のウェイト |
|-------------------------|---------|---------|-------|-----------|
| 全品目 | 130.3 | 136.7 | + 4.9 | 100 |
| 食料 | 126.5 | 136.4 | + 7.8 | 27 |
| 住居 | 134.1 | 140.5 | + 4.8 | 32 |
| 衣料 | 127.0 | 130.2 | + 2.5 | 11 |
| 通信運輸 | 126.4 | 132.3 | + 4.7 | 12 |
| 保健衛生算 | 140.7 | 146.3 | + 4.0 | 7 |
| 娯楽教養 | 134.2 | 136.5 | + 1.7 | 5 |
| 嗜好品 | 127.0 | 129.7 | + 2.1 | 6 |
| 1961年当時の C\$1.00の購買力 | C\$0.77 | S\$0.73 | | |

(2) 各地域別

ア. 1年間の上昇率

最も高い都市は、首都オタワで(4.8%)、最低はエドモントン、カルガリー両市(3.5%)である。邦人移住者の集中地たるトロント、バンクーバー両市も、比較的高い水準(それぞれ4.2%、4.4%)にある。

単位：%

| 都市名 | 品目 | 全品目 | 食料 | 住居 | 衣料 | 通信運輸 | 保健衛生算 | 娯楽教養 | 嗜好品 |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|------|-------|------|-----|
| ハリファックス | | 3.7 | 5.4 | 2.8 | 4.9 | 3.5 | 2.9 | 5.9 | 0.1 |
| モントリオール | | 4.2 | 7.7 | 2.0 | 2.5 | 3.5 | 7.7 | 1.1 | 3.0 |
| オタワ | | 4.8 | 7.7 | 4.0 | 3.1 | 5.0 | 3.9 | 1.5 | 1.8 |
| トロント | | 4.2 | 7.8 | 2.5 | 3.1 | 4.7 | 2.7 | 3.1 | 1.6 |
| ウィニペグ | | 3.6 | 6.9 | 2.2 | 2.1 | 3.5 | 6.4 | 0.4 | 0.7 |
| エドモントン・ カルガリー | | 3.5 | 5.6 | 3.4 | 1.7 | 5.2 | 4.1 | 1.8 | 0.2 |
| バンクーバー | | 4.4 | 8.2 | 2.1 | 3.1 | 4.3 | 2.0 | △0.3 | 7.7 |

1. 1961年(基準年次)からの11年間の上昇指数

各都市とも、今日の物価は、1961年当時の概ね3割前後(全品目平均)上昇した。最高はオタワ(133.6)、次いでトロント(132.0)、最近は平原州のレジアイナ(本表では省略、126.3)である。

単位:1961年=100

| 都市名 | 品目 | 全品目 | 食料 | 住居 | 衣料 | 通運 | 信輸 | 保健衛生 | 娯楽 | 嗜好品 |
|--------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ハリファックス | | 128.2 | 131.9 | 122.9 | 125.6 | 123.9 | 147.6 | 138.9 | 129.4 | |
| モントリオール | | 129.6 | 133.6 | 120.2 | 127.9 | 130.8 | 142.8 | 142.9 | 132.6 | |
| オタワ | | 133.6 | 136.9 | 127.2 | 132.9 | 133.5 | 148.4 | 138.5 | 135.0 | |
| トロント | | 132.0 | 133.6 | 125.0 | 133.5 | 139.2 | 144.6 | 133.0 | 132.9 | |
| ウィニペグ | | 131.4 | 134.8 | 119.6 | 138.1 | 135.3 | 156.9 | 136.8 | 130.0 | |
| エドモントン・カルガリー | | 130.8 | 137.6 | 123.4 | 130.0 | 129.3 | 151.4 | 138.1 | 125.3 | |
| バンクーバー | | 130.0 | 140.1 | 121.4 | 132.1 | 129.9 | 139.6 | 124.9 | 122.4 | |

注) 前二表は、各都市毎の一定期間内の上昇率を示すものであって、現在の物価比較を表わしているものではない。

資料 STATISTICS CANADA

3. ケベック州政府移住担当者の海外措置

ケベック州政府は、オタワ連邦政府と2年間の協議の後、その同意を得て、この1月からローマ、アテネ、バイルート連邦移民官事務所、同州政府移住担当者を配置した。

その役割は、連邦移民官よりカナダ入国許可を与えられ、ケベック州に定住を希望する者を対象として、事前の指導、助言を与えることにある。

ローマ駐在の同州担当者は、“ケベックに来る人々は当然フランス語を学んでいるとおもわれるが、我々は又、その子供達もフランス語学校へ通学させるよりすすめている。職種点では、多くのイタリア人がそうであるように、単純肉体労働はまず就職困難であり、需要に相応する職種(例えば、調理人)の者の来州が望ましい”と語っている。

因みに、カナダ向イタリア人移住者の4分の1は、ケベック州に移住しており、その殆んどは親族の呼寄によるものである。

4. 2月の平均賃金，労働時間

前年同期と比較すれば，賃金は上昇しているものの，労働時間も半時間ほど多くなっている。オンタリオ州は相変わらず，賃金，労働時間ともに，全カナダ平均を上廻っている。

| | | | |
|-------------------|---------|-----------|-----------|
| 平均週給 (工業分野) | 1972年2月 | \$ 144.35 | \$ 150.47 |
| | 前年同月 | \$ 132.50 | \$ 138.20 |
| 平均時間給 (製造業) | 1972年2月 | \$ 3.43 | \$ 3.61 |
| | 前年同月 | \$ 3.21 | \$ 3.39 |
| 平均週間作業時間 (製造業) | 1972年2月 | 39.5時間 | 40.0時間 |
| | 前年同月 | 39.0時間 | 39.4時間 |

5. 失業対策事業の推移

連邦マンパワー移民省は，従来より地方公共団体または非営利の民間団体に対して，雇用の増大を目的とする事業補助金を交付してきたが，その今年度の計画額150百万ドルのうち，すでに地方公共団体に53.4百万ドル，民間団体に92.2百万ドルが交付され，残余は4百万ドルになったと発表した。

交付対象となる事業は，社会事業，公害除去事業，公園，リクリエーション施設の建設事業等である。

これら失業対策事業の実施によって，当初見込まれていたよりも1.3千人多い88千人の冬期雇用が創出された。

なお，失業対策事業に雇用されているものの平均週給は\$100である。

6. 1971年の出生率，死亡率

昨年は一昨年と比べ，カナダの出生率は低下し，死亡率は上昇した。統計カナダの発表によれば，出生数は368,082人（前年374,861人）で，出生率は1,000人に対し17.0人（前年17.4人）であり，一方，死亡者数は157,164人で，その割合は1,000人に対し7.3人（前年6.7人）である。

(47年3月月報分)

1. 1971年入加移住者統計

カナダ移民当局は、4月初旬、概要次の通りの標記統計を公表した。

(1) 移住者総数(表1参照)

昨年1月より12月までの1年間、入加移住者統計は121,900人で、その前年(1970年)に比べ、人数にして25,813人、百分比で18%の減少となった。

この減少事由は、カナダの経済不況に伴う雇用の減退と、西欧諸国における旺盛な労働需要の相乗の結果であると、マッカシー移民マンパワー相は発表している。

しかしながら、過去5年間の年次移住者数は、1967年の222,876人から漸減して、1971年はその約54%まで低下しており、本年もその反騰を期待し難い状況にある。

表1. 居住地別

| 地 域 | 年 | 1946年 | 1967年 | 1968年 | 1969年 | 1970年 | 1971年 |
|---------------|----|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 1966年 | | | | | |
| ヨーロッパ諸国 | 人数 | 224,515 | 159,979 | 120,702 | 88,363 | 75,609 | 52,031 |
| | % | 83.32 | 71.78 | 65.61 | 54.70 | 51.19 | 42.68 |
| 北中南米諸国 | 人数 | 286,430 | 31,133 | 31,244 | 14,460 | 42,738 | 41,077 |
| | % | 10.61 | 13.96 | 16.98 | 25.67 | 28.94 | 33.70 |
| アジア、アフリカ、大洋州等 | 人数 | 163,818 | 31,764 | 32,028 | 31,708 | 29,366 | 28,792 |
| | % | 6.07 | 14.23 | 17.39 | 19.63 | 19.87 | 23.62 |
| 合 計 | 人数 | 2,698,763 | 222,876 | 183,974 | 161,531 | 147,713 | 121,900 |
| | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(2) 送出国別

アメリカが第1位で23,227人、総数の約20%を占めており、その前年とほぼ同数、比率では上昇、第2位の英国は、20,290人で、その前年より人数で1万人減少している。

日本は第17位で815人、1970年より30名増加している。

なお、この分類は、前居住国別と同籍別の二方法があり、カナダ政府の統計は前者に重点がおかれているが、当事務所からの従前の報告は国籍別によってきた。それぞれ用途に一長一短はあるが、首尾一貫をはかるため、今後とも当方の引用数字は、国籍別を基調とし、参考までに居住地別を補足的に併用する。

両分類間の送出差数については、本表附随の備考を参照されたい。また本稿の中では、表1が居住地別分類によっているので、諒知ありたい。(国籍別は未公表のため)

1. ヨーロッパ諸国 56,864人(前居住地別52,031人)

| 区 分 国 | 国 籍 別 | | | 前居住地別 |
|-----------|--------|--------|---------|--------|
| | 1970年 | A1971年 | 増 減 | B1971年 |
| 英 国 | 30,281 | 20,290 | - 9,991 | 15,451 |
| ポルトガル | 8,700 | 9,862 | + 1,162 | 9,175 |
| イ タ リ ー | 8,731 | 5,965 | - 2,766 | 5,790 |
| ギ リ シ ヤ | 6,506 | 4,857 | - 1,649 | 4,769 |
| ユーゴスラビア | 6,701 | 3,440 | - 3,261 | 2,997 |
| フ ラ ン ス | 3,292 | 2,210 | - 1,082 | 2,966 |
| ド イ ツ | 3,000 | 1,789 | - 1,211 | 2,275 |
| オ ラ ン ダ | 1,947 | 1,302 | - 645 | 1,301 |
| ポ ー ラ ン ド | 874 | 1,264 | + 390 | 1,132 |
| そ の 他 の 国 | 9,277 | 5,885 | - 3,392 | 6,175 |
| 小 計 | 79,309 | 56,864 | -22,445 | 52,031 |

2. 北中南米諸国 37,478人(前居住地別 41,077人)

| 区分 国 | 国 籍 別 | | | 前居住地別 |
|---------|--------|---------|---------|---|
| | 1970年 | A 1971年 | 増 減 | B 1971年 |
| アメリカ | 23,183 | 23,227 | + 44 | 44,366 |
| 西インド諸島 | 11,932 | 10,263 | - 1,669 | うち トリニダード 1,149 ジャマイカ 3,905 その他 2,211 |
| メキシコ | 421 | 337 | - 84 | 382 |
| ブラジル | 227 | 291 | + 64 | 424 |
| アルゼンチン | 242 | 219 | - 23 | 269 |
| ギアナ | - | - | - | 2,384 |
| その他の国 | 4,052 | 3,141 | - 911 | 2,989 |
| 小 計 | 40,057 | 37,478 | - 2,579 | 41,077 |

3. アジア・アフリカ・大洋州等 25,194人(前居住地別 28,792人)

| 区分 国 | 国 籍 別 | | | 前居住地別 |
|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 1970年 | A 1971年 | 増 減 | B 1971年 |
| インド | 6,324 | 5,697 | - 627 | 5,313 |
| フィリピン | 3,247 | 4,118 | + 871 | 4,180 |
| 中 国 | 3,465 | 3,626 | + 161 | 808 |
| オーストラリア | 2,916 | 1,834 | - 1,082 | 2,300 |
| パキスタン | 1,129 | 1,122 | - 7 | 968 |
| 日 本 | 785 | 815 | + 30 | 883 |
| 香 港 | - | - | - | 5,009 |
| アフリカ諸国 | 2,561 | 2,331 | - 230 | 2,841 |
| 韓 国 | - | - | - | 1,119 |
| レバノン | - | - | - | 928 |
| その他の国 | 6,278 | 5,651 | - 627 | 4,443 |
| 小 計 | 26,705 | 25,194 | - 1,511 | 28,792 |

(註) アジアのみ

20,393

(註) アジアのみ

22,171

| | 1970年 | 1971年 |
|----|----------|----------|
| 合計 | 147,713人 | 121,900人 |

(註) 無国籍者 1970年1,642人, 1971年1,364名を含む

備考：国籍別(A)と前居住地別(B)の差数について

この差数は、分類基準の技術的理由によろが、主に、国籍保持国からではなく、第三国からの移住者数を示していると考えられる。

この人々は、外国に居住しながらその国に帰化せず、本国籍を有したまま、カナダに再転住してきた人々もいえよう。この点から見れば、

- (1) A-Bがプラスの国は、このような在外自国民を有していた国であり、
- (2) A-Bがマイナスの国とは、このような人々を自国内に居住せしめていた国であると区分される。

(1)に属するのは、ヨーロッパ地域の大半の国と、インド、中国等アジアの大手国であり、いづれも歴史と伝統が古く、一方的に送出側に立っている国が多い。(2)に該当しているのは、主に米州諸国であり、いづれも、いわゆる“新大陸発見以後”の新しい国で、流出入両面に亘り、自国居住者の流動性が比較的高いところに多い。このグループ内として、アジアでとくに目立つ香港の場合は、Bの数字のみ公表されているが、これがAの中では、中国籍、英国籍等に吸収されていると推定される。また、僅かの差ながら例外的にこのグループに入っている日本の場合は、渡加直前まで我国の居住者であった韓国籍等の移住者数が加算された結果と推定される。

(3) 行先州別

オンタリオ州が総数の52.8%に相当する64,357人を受入れている。次いでケベック州が19,222人(15.8%)

B.C州は第3位で18,917人(15.5%)になっている。アルバータ州は8,653人(7.1%)で第4位、以上4州で総数の9割を越えている。

| 行 先 州 | 1970年 | 1971年 | 増 減(△印減) |
|-------------------------|---------|---------|----------|
| オ ン タ リ オ | 80,732 | 64,357 | △ 16,375 |
| ケ ベ ッ ク | 23,261 | 19,222 | △ 4,039 |
| B. C. | 21,683 | 18,917 | △ 2,766 |
| ア ル バ ー タ | 10,405 | 8,653 | △ 1,752 |
| マ ニ ト バ | 5,826 | 5,301 | △ 525 |
| ノ ヴ ァ ス コ シ ア | 2,007 | 1,812 | △ 195 |
| サ ス カ チ ュ ワ ン | 1,709 | 1,426 | △ 283 |
| ニ ュ ー ・ ブ ラ ン ズ ウ ィ ッ ク | 1,070 | 1,038 | △ 32 |
| ニ ュ ー ・ フ ァ ウ ン ド ラ ン ド | 630 | 819 | 189 |
| ユ ー コ ン ・ ノ ー ス ウ ェ ス ト | 205 | 183 | △ 22 |
| ブ リ ン ス ・ エ ド ワ ー ド | 185 | 172 | △ 13 |
| 合 計 | 147,713 | 121,900 | △ 25,813 |

(4) 労働力別(表2参照)

直接、労働に参加するものは61,282人であり(その前年77,723人)、残りは被扶養者または近親者である。

労働を目的とした移住者の職能分野は、高度の専門職、技術者が筆頭(16,307人)で、製造工業、建設業部門の技能者数(16,166人)とほぼ等しい。以下事務関係、サービス部門、管理者群の順序である。

(5) 年令別(表3参照)

全体の約8割は、年令35才以下であり、男女の比率もほぼ相半ばしている。(男60,445人、女61,455人)

表2. 労働力別

| 区 分 | 1970年 | 1971年 | 増 減 (△印は減) |
|-----------------|---------|---------|---------------|
| (勞 働 力) | | | |
| 専 門 家 , 技 術 者 | 22,412 | 16,307 | △ 6,105 |
| 製 造 , 機 械 , 建 設 | 22,006 | 16,166 | △ 5,840 |
| 事 務 | 12,143 | 9,909 | △ 2,234 |
| サ-ヴィス, レクリエ-ション | 7,852 | 6,387 | △ 1,465 |
| 管 理 転 | 3,095 | 3,464 | 369 |
| 通 商 , 金 融 | 3,030 | 2,486 | △ 544 |
| 農 業 | 2,129 | 2,160 | 31 |
| 一 般 勞 働 者 | 1,614 | 1,324 | △ 290 |
| 運 輸 , 通 信 | 843 | 740 | △ 103 |
| 鉱 業 | 272 | 237 | △ 35 |
| 林 業 | 83 | 65 | △ 18 |
| 漁 業 , 狩 猟 | 28 | 22 | △ 6 |
| そ の 他 | 2,216 | 2,015 | △ 201 |
| 小 計 | 77,723 | 61,282 | △ 16,441 |
| (非 勞 働 力) | | | |
| 妻 | 25,361 | 21,333 | △ 4,028 |
| 子 供 | 34,493 | 29,684 | △ 4,809 |
| 婚 約 者 | 962 | 744 | △ 218 |
| 学 生 | 3,305 | 3,153 | △ 152 |
| そ の 他 | 5,869 | 5,704 | △ 165 |
| 小 計 | 69,990 | 60,618 | △ 9,372 |
| 合 計 | 147,713 | 121,900 | △ 25,813 |

表3 年令別

| 年 令 | 合 計 | 男 | 女 |
|---------|---------|--------|--------|
| 0 — 4才 | 10,159 | 5,238 | 4,921 |
| 5 — 9 | 9,461 | 4,860 | 4,601 |
| 10 — 14 | 6,888 | 3,654 | 3,234 |
| 15 — 19 | 9,200 | 3,988 | 5,212 |
| 20 — 24 | 25,720 | 11,517 | 14,203 |
| 25 — 29 | 23,330 | 12,562 | 10,768 |
| 30 — 34 | 12,370 | 6,888 | 5,482 |
| 35 — 39 | 7,294 | 4,099 | 3,195 |
| 40 — 44 | 4,281 | 2,338 | 1,943 |
| 45 — 49 | 2,825 | 1,350 | 1,475 |
| 50 — 54 | 2,124 | 847 | 1,277 |
| 55 — 59 | 2,117 | 772 | 1,345 |
| 60 — 64 | 2,312 | 899 | 1,413 |
| 65 — 69 | 1,824 | 726 | 1,098 |
| 70才以上 | 1,995 | 707 | 1,288 |
| 合 計 | 121,900 | 60,445 | 61,455 |

2. 旅行者による永住申請，控訴の問題

旅行ビザによる入国後，当国内で永住申請する者の数はかなり多く，当国移民局で面接審査の結果，その合否が判定されているが，（この審査期間は，通常1～1.5ヶ月とみられる）否の判定に不服の者は，現行移民法の規定するところにより，移住控訴院に控訴する道が開かれている。

しかし，現在，一月当り同院が処理する件数は95～100件であるが，控訴件数は400乃至425件に及んでおり，従前から持越されている膨大な未処理件数は，更に累増の一途をたどっている。この控訴期間中はカナダ滞留を認められているところから，控訴者の多くは最初から，控訴の

意図をもって入国したのではないかとみなされており、その行為は、カナダ移民法の寛大な措置を濫用する極めて遺憾な行為であると、一部連邦議員をはじめ関係者は指摘している。また、控訴未処理件数の増加は、それぞれの本国で申請、待機している希望者に対する永住許可発給に悪影響を及ぼしており、その不公平な状態が問題視されている。

このような好ましくない事態を緩和、是正することを目的として、今秋、連邦会議に付託される予定の移民法改正案の要点は、控訴関係の条項におかれるであろうと、メンバー移民相は表明している。同相はまた、改正法以前であっても、現地申請一控訴のルートの濫用を防ぐため、適当な行政措置をとるよう、同省事務当局に指示している。

(以上 2月24日、同28日付 Globe & Mail 紙参照)

関連報告

かねて報告した通り、当事務所には邦人旅行者の来訪、電話等が少なく、業務外であるが、当方も止むを得ず応接している。多くは当事務所の存在を、日系他団体または移住者、電話帳等より知ったもので、その照会事項は、滞在期間の延長に関するものが多い。殆んどは、1年乃至3年程度の一時滞在を希望しており、その滞在動機は、外国生活を体験したい。英語を実地に勉強したい。何となく日本に戻りたくない等、単結である。心底から永住を希望する者は稀である。

この照会に対する当方の回答骨子は、ア。旅行ビザを永住ビザに切替えるには極めて厳格な審査があり、これに耐えるには、職種、技能、語学力等で相当な水準が不可欠であること。イ。その準備と気概にとほしければ、今回は旅行の目的に徹し、なるべく多くを見聞して帰国する方が賢明なこと。ウ。カナダで生活、労働する気持が強固であれば、諸条件を整え、日本において申請することが常道であること。等においでいるので、念のため申し添える。

なお、日本人関係の控訴の事例は、古い一世が、3親等の旅行者の永住切替に関して控訴中の2件のみ承知しており、それ以外は関知していない。日本人控訴者数は微少と推測される。

3. 小数移住者子弟の母国教育開始

トロント教育委員会は、この9月に始まる新学期から、市内の高校でポーランド語、ウクライナ語、ヘブライ語、ハンガリー語の語学講座を開設することを認めた。

英仏二大国語以外に、いわば小数移住者の母国語が、公立高校の課目に取り上げられるのは、トロント市ではこれがはじめてである。

新講座開設に当って、特別の予算措置はなされず、各校とも、既定の予算と教員数の枠内でやりくりするという条件がついているが、市内の4校では、具体的な開設準備に着手している。

昨年10月1日、教育省が、これらの外国語講座の開設普及権を、各地教育委員会に委ねることとしたので、今回のトロント市教の措置は、これに基づいて行なわれたものである。(The Toronto Star 紙)

4. 職業訓練課目の編成替

マンパワー当局は、移住者の定着促進のため、英語講座(期間6カ月)に加えて、各種の職業訓練コースを設けており、移住後、生活補給金(独身者で週47ドル、妻子ある者で74ドル)を受けながら、この訓練の恩恵を受けている移住者が少なくない。

しかし、移住者のみならず、広く一般カナダ人を対象とする職業訓練コースの在り方について、カナダ経済会議の理事者 Dr. Aylivia Ostry 氏は、そのコースの設け方をもっと労働市場の需要に即応したものに改めるべきだと、次のような見解を表明している。

過去10年間の雇用傾向は、工業分野では年率平均2%の伸びにとどまっているが、サービス産業の伸びは6%以上にも及んでいる。職業訓練コースの総数は800あるが、1969年-70年におけるサービス部門の訓生は僅か12%にすぎず、一方伸びの鈍い農業関係のそれが9%にも及んでいた。

今後は、ブルーカラー的職業分野のコースを削減し、サービス業部門を充実するよう、コースの構成を編成替えする必要がある。

(47年4月月報分)

1. カナダの人口——1971年国勢調査から

(1) 人口増加の推移

ア. 昨年6月1日現在の人口は、21,568,311人であり、5年前の人口より7.8%増加した。

イ. 最近5年間の増加人口を100とすれば、その約半分(47.8%)はオンタリオ州で発生したものであり、B.C州(20.0%)、ケベック州(15.9%)、アルバータ州(10.6%)の増加人口比を大きく上廻っている。

ウ. 過去20年間の人口増加率(全カナダ)を、毎年毎に区切って概観すれば次のように近年に至るほど鈍化の傾向を示している。

| | 5年間計 | 平均年率 |
|------------|-------|-------|
| 1951～1956年 | 14.8% | 2.96% |
| 1956～1961年 | 13.4% | 2.68% |
| 1961～1966年 | 9.7% | 1.94% |
| 1966～1971年 | 7.8% | 1.56% |

註：上記の各年は、始期を6月1日、終期を5月31日としている。(以下同じ)

エ. なお、昨年6月1日現在の指標に、その後の出生死亡者、入移住者、出移住者、等を加減すれば、本年4月21日現在の人口は、21,815,978人と見積もられている。

人口増加推移表(1951-1971年)

| 地 域 | 人 口 (人) | | | | 5年毎の増加率(%) | |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| | 1971 | 1966 | 1961 | 1951 | 1971/1966 | 1966/1961 |
| 全カナダ | 21,568,311 | 20,014,880 | 81,238,247 | 14,009,429 | 7.8 | 9.7 |
| (州別) | | | | | | |
| ニュー・ファウンドランド | 522,104 | 493,396 | 457,853 | 361,416 | 5.8 | 7.8 |
| プリンス・エドワード島 | 111,641 | 108,535 | 104,629 | 98,429 | 2.9 | 3.7 |
| ノヴァスコシア | 788,960 | 756,039 | 737,007 | 642,584 | 4.4 | 2.6 |
| ニュー・ブランズウィック | 634,557 | 616,788 | 597,936 | 515,697 | 2.9 | 3.2 |
| ケベック | 6,027,764 | 5,780,845 | 5,259,211 | 4,055,681 | 4.3 | 9.9 |
| オンタリオ | 7,703,106 | 6,960,870 | 6,236,092 | 4,597,542 | 10.7 | 11.6 |
| マニトバ | 988,247 | 963,066 | 921,686 | 776,541 | 2.6 | 4.5 |
| サスカチュワン | 926,242 | 955,344 | 925,181 | 831,728 | △3.0 | 3.3 |
| アルバータ | 1,627,874 | 1,463,203 | 1,331,944 | 936,501 | 11.3 | 9.9 |
| B. C. | 2,184,621 | 1,873,674 | 1,629,082 | 1,165,210 | 16.6 | 15.0 |
| ユークン準州 | 18,388 | 14,382 | 14,628 | 9,096 | 27.9 | △1.7 |
| ノースウェスト準州 | 34,807 | 28,738 | 22,998 | 16,004 | 21.1 | 25.0 |

(2) 年齢構成上の特色 5年前との比較

ア. 10才以上は、どの年代も一律に増加しているに対し、9才以下の児童の数が減少している。

イ. 労働適期(15~64才)にあたるものの全人口中に占める割合は、62.3%である。(5年前より2.9%の増)

ウ. 65才以上の老令者の場合は、全人口の8.1% (0.4%の微増)

エ. 選挙権を与えられる年齢下限が、21才から18才に引下げられた結果、人口増と相まって、この5年間に有権者数は23.2%増加した。

昨年6月1日現在の有権者総数は、全人口の64.3%に達している。

| 年 令 年 | 人 数 (人) | | 人 口 比 (%) | |
|---------|------------|------------|-----------|-------|
| | 1971年 | 1966年 | 1971年 | 1966年 |
| 0 - 4才 | 1,816,155 | 2,197,387 | 8.4 | 11.0 |
| 5 - 9 | 2,254,005 | 2,300,357 | 10.5 | 11.5 |
| 10 - 14 | 2,310,738 | 2,093,513 | 10.7 | 10.5 |
| 15 - 19 | 3,112,346 | 1,837,725 | 9.8 | 9.2 |
| 20 - 24 | 1,889,403 | 1,461,298 | 8.8 | 7.3 |
| 25 - 34 | 2,889,545 | 2,483,491 | 13.4 | 12.4 |
| 35 - 44 | 2,526,398 | 2,543,172 | 11.7 | 12.7 |
| 45 - 54 | 2,291,578 | 2,078,179 | 10.6 | 10.4 |
| 55 - 64 | 1,731,738 | 1,479,710 | 8.0 | 7.4 |
| 65 - 69 | 619,958 | 531,709 | 2.9 | 2.7 |
| 70才以上 | 1,124,447 | 1,007,839 | 5.2 | 5.0 |
| 合 計 | 21,568,311 | 20,014,880 | 100 | 100 |

2. 母国語別の人口分布動向

最初に習い覚え、今もそれを活用できる母国語と略称すれば、1971年6月1日に、カナダに移住していた21,568,311人の母国語地域分布は下表のような比率を示している。

カナダ全体では、英語を母国語とする者は60%を超え、フランス語の者は26.9%、それ以外の者は13.0%である。

10年前と比較すれば、英語系は1.7%の増、フランス語系は1.2%の減、それ以外の言葉を母国語とする者は0.5%の減である。

この増減率の地域別傾向については、英語州系民の比率の伸びが高いのは、アルバータを筆頭とする平原三州及び北部二準州であり、オンタリオ州は不変であること。フランス語はB.C.州の微増、ニューファウンドランドの不変を除けば、中心地のケベックをはじめとして、全州で低下していること。英仏語以外の母国語の場合は、その比率低下がとくに平原三州で著るしいこと等が一考に値しよう。

母国語の地域別比率

単位%

| 年 母国語 州 | 1971 | | | 1961 | | |
|---------------|------|------|------|------|------|------|
| | 英 | 仏 | その他 | 英 | 仏 | その他 |
| 全カナダ | 60.2 | 26.9 | 13.0 | 58.5 | 28.1 | 13.5 |
| ニュー・ファウンドランド | 98.5 | 0.7 | 0.8 | 98.6 | 0.7 | 0.7 |
| プリンスエドワード | 92.4 | 6.6 | 1.1 | 91.3 | 7.6 | 1.1 |
| ノヴァスコシア | 93.0 | 5.0 | 2.0 | 92.3 | 5.4 | 2.3 |
| ニュー・ブランズウィック | 64.7 | 34.0 | 1.3 | 63.3 | 35.2 | 1.5 |
| ケベック | 13.1 | 80.7 | 6.2 | 13.3 | 81.2 | 5.6 |
| オンタリオ | 77.5 | 6.3 | 16.2 | 77.5 | 6.8 | 15.7 |
| マニトバ | 67.1 | 6.1 | 26.8 | 63.4 | 6.6 | 30.0 |
| サスカチュワン | 74.1 | 3.4 | 22.5 | 69.0 | 3.9 | 27.1 |
| アルバータ | 77.6 | 2.9 | 19.5 | 72.2 | 3.2 | 24.6 |
| B. C. | 82.7 | 1.7 | 15.5 | 80.9 | 1.6 | 17.5 |
| ユーコン準州 | 83.5 | 2.4 | 14.1 | 74.3 | 3.0 | 22.7 |
| ノース・ウェスト準州 | 46.9 | 3.3 | 49.8 | 35.6 | 4.3 | 60.1 |

3. 失業関係情報

(1) 打算的な失業者について

有名な世論調査機関、ギャラップの調査によれば、“カナダで最も重要な問題は何か”という設問に対し、トップは失業問題で30%に達し、2位の公害問題13%、3位の賃金・物価統制12%を大きく引離している。別の世論調査によれば、これが41%とも報ぜられているが、いづれにしても、カナダ人の最大関心事は失業問題にあることは、日々の諸情報からみて明らかである。

従って、現下の高い失業率の分析と、その対策については、朝野に亘り、活発な議論が展開されているが、その中でも、Globe and Mail紙(4月18日付)の社説は、“カナダの失業保険、社会福祉の制度は、非常に寛大で手厚い保護を与えているため、その受益が生活の手段とし

て濫用されている傾向がある。多数の失業者中には、こういう安易な濫用者がかなり含まれているはずである”と指摘している点、極めてユニークである。

これは、高水準の福祉社会の矛盾と悩みの表白であると共に、失業問題の質を政府にのみ掃すことをせず、安易な失業者群に対する警告、市民同志の自戒としての側面をもつ点、注目に価する。以下はその要訳である。

最近の学生は、卒業と同時に失業問題に巻き込まれることにおびえをみせるようになった。この3月現在、24才以下の年代の勤労者の12.6%が失職している事実は、青年自身はもとより、両親や友人にも不安を引起さずにはいない。

失業問題は、巷間に広く深く浸透しているが、その実態は統計数字のみで把握できるわけではなく、その背後にある諸事由を究明しつづることが不可欠である。

英連邦議員は、求職と求人アンバランスが極端にくずれていることを、西欧諸国の場合と数字を対比しつつ説明していた。彼の意見は、労働力需給のアンバランスを是正するため、政府が思い切った措置をとるよう求めたものとおもわれるが、しかし、公式的な失業率の数字の比較のみでは、公平な比較とはいえない。失業保険給付の程度や、失業環境が国毎に異なるからである。

確かに、カナダの失業保険金は、大多数の失業者にとって“千円の慈雨”であり、有効に作用していることは疑い余地がない。しかし、失業保険金自体が（それ目当ての）自発的失業者を生み出しており、失業制度の在り方をゆがめてきたのではないだろうか？彼等は、8週間以上継続して働いた後、（安易に）離職して給付金受給の資格を得、そして失業統計に登場して政府を慌てさせているのである。

婦人の大量労働参加にも問題はある。失業保険は、家庭の所得の多寡にあまり関係なく、支給される。大方の家庭は、失業保険金がなくても生計がなりたっていくものとおもわれる。しかし、主婦が一時的な仕事に就き、合法的に失業保険給付を受ける道を選んだとしても、彼女は賃

められるべきではない。給付が現在ほど簡単に受けられなければ、彼女は家庭にとどまっていたであろう。

(注、実際に年配の婦人勤労者の職場進出は普遍化している)

もう一つの問題は、カナダの思われた社会福祉制度(注、とくに“生活保護”措置を指している)にある。この制度の恩恵を受けると、勤労に復帰する意欲は減退し、いまや、それは働かないで生活して行く手段と化した感がある。今日の失業者困窮者は、かつてのそれのように、せっぱつまった、うらぶられた存在ではない。彼等は、政府からの施し物に甘え、安住しているのである。最近の高い失業率の中には、こういう人口も可成りの比率を占めているはずである。

政府は、現在の失業状態を分析して、真に取を必要とし、また真剣に取を探している人々の意を明らかにする必要がある。そうすれば、真の意味の失業率は、もっと低くなるはずであり、それだけ国政上の苦悩も和らぐであろう。今後の失業対策を一層実りあらしめるためには、政府はこの点の仕分けから再出発すべきである。(次節以下関連資料)

(2) 失業保険の給付規模

本年3月末日現在、給付受給者として登録されている失業者の数は、約914千人であり、3月1カ月間の支給額は約201百万ドルと公表されている。

前年同月との対比では、受給登録者数で7%の増、支給額では76%の増を示している。後者の大幅増には、次節に記す失業保険制度の大巾拡大、充実を実現した法改正(本年1月より適用)が大きく影響している。

| 地 域 | 給付登録者数(人) | | 給付済額(千ドル) | |
|--------------|-----------|---------|-----------|---------|
| | 1972年3月末 | 前年同月末 | 1972年3月 | 前年同月 |
| 全カナダ | 913,557 | 856,502 | 200,970 | 114,302 |
| (州別) | | | | |
| ニュー・ファウンドランド | 38,377 | 34,830 | 8,278 | 4,459 |
| プリンス・エドワード | 8,018 | 7,129 | 1,547 | 950 |
| ノヴァスコシア | 42,963 | 43,488 | 8,661 | 5,466 |
| ニュー・ブランズウィック | 40,559 | 39,418 | 7,908 | 5,136 |
| ケベック | 265,487 | 260,269 | 60,238 | 30,908 |
| オンタリオ | 277,495 | 261,021 | 61,658 | 37,724 |
| マニトバ | 37,588 | 36,630 | 8,096 | 5,865 |
| サスカチュワン | 30,039 | 27,029 | 7,065 | 3,533 |
| アルバータ | 59,427 | 51,482 | 13,067 | 6,502 |
| B.C. | 113,388 | 94,970 | 24,414 | 13,758 |
| 在外移住者 | 176 | 236 | 38 | — |

※ この人数は、実際人数より20%乃至25%高いが、これは再就職しながらその旨申告していない者が含まれているためである。この場合、5週間以内に申告し、当然給付の中止を受けなければならない。

資料 Statistics Canada

(3) 失業保険制度の主要改正点

本年1月より適用された失業保険制度の、主な改正点は次の通りである。給付の資格と内容が大巾に拡大充実された。

| 新 制 度 | 旧 制 度 |
|--|--|
| 受給資格を得るまでの保険料支払期間は8週間と短縮された。 | 最近2年間に30週間以上掛け続けること。そのうち8週間は、近年でなければならない |
| 病気および出産に起因する所得の中断に対して、新たに一定基準のもとに、所得の補てんが行われる。 | 出産期間中の無所得に対しては給付なし。病気期間中も、僅かな給付であった。 |
| 老令退職給付金を新設 65才—70才を対象とする。 (この場合20週以上掛け続ける必要がある。) | 無 |
| 加入資格の所得制限が大巾に緩和された。 (この結果、新たに120万人が新規加入可能となったとみられる) | 所得制限と取種の面から、加入資格にかなりの制限があった。 |
| 給付額が大巾に増加した。 (保険料支払期間中の給与に対し、被扶養者をもたない者2/3、被扶養者を有する者2/3乃至3/4) | |
| 再就職のあつせん、その他附帯事項に対する援助の新設 | 無 |

注。所得税との関係は、支払保険料は所得から控除されるが、給付金は課税対象所得に導入される。

(4) 労働力、失業者数等 — 1972年3月

前年同期と比し、本年3月は労働力が3.9% (322千人)増加したにもかかわらず、就業者数も4.3% (330千人)増加した結果、失業状態は若干の好転をみせてきた。

事態好転の兆しが現われたのは、とくに製造分野の収益力が増したためとみられている。しかし、年配婦人の天業率は上昇し続けており、(昨年3月3.6%、本年2月4.1%、3月4.3%)、また、性別を問わず若干層の失業率は依然として高水準にある。

| 地 域 摘 要 | 全 カ ナ ダ | | オ ン タ リ オ | |
|---------------|---------|-------|-----------|-------|
| | 1972年3月 | 前年同月 | 1972年3月 | 前年同月 |
| 労働力千人 | 8,658 | 8,336 | 3,309 | 3,145 |
| 就業者千人 | 8,016 | 7,686 | 3,123 | 2,953 |
| 失業者千人 | 642 | 650 | 186 | 192 |
| 失業率 (無修正)% | 7.4 | 7.8 | 5.6 | 6.1 |

Manpower Review 3～4月号

(47年5月月報分)

1. カナダ農業の現勢

1971年の国勢調査によれば、カナダ農業の規模は、要旨次の通りである。

(1) 農場数と農地面積

ア. 1971年の国勢調査によれば、同年6月1日現在の農場数は、5年前より15%減少した。一農場当りの農場面積は14.6%増大した。しかし、カナダ全体の農地面積は2.6%減となった。(注. この場合の農場とは、面積が1エーカー以上で、年間50ドル以上の農産物販売収入を挙げているものを指す。)

イ. 農場数の減少も(5年前430,522, 昨年366,128)。一農場単位

の農地面積の増加も全州に共通する現象である。1971年現在、一農場の平均面積は463.4エーカーである。

ウ。ただし、各州単位の農地面積の増減は州によって異なる。州全体で農地が減少している地域は、ニューファウンドランド州を除き主として東部諸州であり、増加しているところはB.C州と二準州である。平原三州では、ほぼ横ばい状態を示している。

| 地 域 | 農 場 数 | | |
|-------------------------|---------|---------|--------|
| | 1971年 | 1966年 | 増 減(%) |
| 全 カ ナ ダ | 366,128 | 430,522 | △ 15.0 |
| ニュー・ファウンドランド | 1,042 | 1,709 | △ 39.0 |
| プリンス・エドワード | 4,543 | 6,357 | △ 28.5 |
| ノヴァ・スコシア | 6,008 | 9,621 | △ 37.6 |
| ニュー・ブランズウィック | 5,845 | 8,706 | △ 37.0 |
| ケベック | 61,257 | 80,294 | △ 23.7 |
| オンタリオ | 94,722 | 109,887 | △ 13.8 |
| マニトバ | 34,981 | 39,747 | △ 12.0 |
| サスカチュワン | 76,970 | 85,686 | △ 10.2 |
| アルバータ | 62,702 | 69,411 | △ 9.7 |
| B . C . | 18,400 | 19,085 | △ 3.6 |
| ユーコン及びノース・ウェ ストテリトリー | 18 | 19 | △ 5.3 |

| 地 域 | 農地面積 (エーカー) | | | 一農場当り 農地面積 1971年 |
|-------------------------|-------------|-------------|--------|------------------------|
| | 1971年 | 1966年 | 増 減 % | |
| 全 カ ナ ダ | 169,668,614 | 174,624,828 | △ 2.6 | 463.4 |
| ニュー・ファウンドランド | 62,704 | 49,513 | + 26.6 | 60.2 |
| プリンス・エドワード | 774,630 | 926,978 | △ 16.4 | 170.5 |
| ノヴァ・スコシア | 1,328,875 | 1,851,895 | △ 28.2 | 221.1 |
| ニュー・ブランズウィック | 1,339,133 | 1,811,695 | △ 26.1 | 244.1 |
| ケベック | 10,801,116 | 12,886,069 | △ 16.2 | 176.3 |
| オンタリオ | 15,963,056 | 17,826,045 | △ 10.5 | 167.6 |
| マニトバ | 19,009,257 | 19,083,817 | △ 0.4 | 543.1 |
| サスカチュワン | 65,056,875 | 65,409,363 | △ 0.5 | 845.2 |
| アルバータ | 49,506,287 | 48,982,875 | + 1.1 | 789.5 |
| B. C. | 5,823,251 | 5,292,310 | + 10.0 | 516.4 |
| ユーコン及びノース・ ウエストテリトリー | 4,448 | 4,268 | + 4.2 | 247.1 |

注. 一農場当り農地面積は、全農地面積÷一農場数で算出した。

(2) 現地租収入

昨年1月から12月迄の間、農業経営から生じた現金租収入は4,512.6百万ドルで、対前年比7.5%の増収となった。

この見積りの中には、農産物の直接販売高のほか、小麦庁からの前年売渡代金、西部カナダに於ける前受金、酪農者に対する補助金、農業安定庁からの価格差補給金、その他時限法に基づく一時的補助金等を含んでいる。増収分は主に小麦庁を過ぎる麦類収入に負うことが多い。又、菜種、牧牛、酪農製品からの収入も好調であったが、この増勢には酪農補助金が大きな支えとなってい。

反対に減収となったものは、馬鈴薯、タバコ、養豚等である。

(3) 実質所得

ア. 前記の粗収入から経費と償却費を控除し得た昨年1年間の農業所得は、その前年より10.8%伸び\$1,339.8百万ドルに達した。

経費及び償却費は5.3%上昇したが、現金収入の増勢がこれを吸収してなお余りあり、所得増をもたらしたものである。

イ. 更に期間中の蓄積、農産物等在庫資産の評価増を加えるとその実所得は、\$1,573.7百万ドル(その前年\$1,274.5百万ドル)にのぼる。この大巾な伸びは、現金収入の好調に加えて、在庫資産の評価増が著るしい為である。

ウ. しかしながら、その実質所得の伸び率の地域差は大きい。最高は、サスカチュワン州の13.3%増という倍増型から、最低のプリンス・エドワード島の5.2%減という半減型まで、格差は拡散している。

州別実質農業所得額(1971年)

(ア) 対前年比増加州

単位 百万ドル

| 地域 | 摘要 | A. 1971年 | B. 1970年 | 伸び率 % |
|---------|----|----------|----------|-------|
| サスカチュワン | | 484.8 | 208.0 | 13.3 |
| マニトバ | | 158.4 | 84.5 | 8.7 |
| アルバータ | | 291.1 | 244.4 | 0.2 |
| B. C. | | 91.8 | 85.6 | 7 |

(イ) 対前年比減少州

| 地域 | 摘要 | A. 1971年 | B. 1970年 | 伸び率 % |
|--------------|----|----------|----------|-------|
| オンタリオ | | 324.6 | 402.1 | △ 19 |
| ケベック | | 181.1 | 195.7 | △ 7 |
| ノーヴァ・スコシア | | 17.8 | 23.3 | △ 24 |
| ニュー・ブランズウィック | | 10.8 | 17.1 | △ 37 |
| プリンス・エドワード | | 6.6 | 13.8 | △ 52 |

2. カナダ家庭の資産と負債

カナダの家庭の平均家族数は3.59人、一軒当たり部屋数は5.27室（一室当たり0.68人）である。その居住する家屋の種類については、総じて収入の高い者ほど新しい独立家屋に住み、低い者ほど古いアパート、フラット類に居住しているといえる。すなわち、独立家屋に住む者の年収（\$7,489平均）は、アパート、フラット等に住む世帯の年収（\$6,584平均）より約\$900高い。

1960年以後に建築された新しい家屋に住む者と、1940年以前から存在していた古い家屋に住む者の年収の開きは、\$2,000を越えている。また、耐久消費材の保有状況を平均年収別にみると、カラーテレビ一台以上、自動車2台以上所有している世帯\$11,000、自動車一台と、黒白テレビを所有している者\$7,000。自動車またはテレビを所有していない者\$4,500。因みに、この調査時点（1967年）の一世帯当たり平均年収は\$7,150（都市部\$8,019、非都市地域\$5,887）であった。（以上 STATISTICS CANADA 本年5月5日付）

この調査時点と約3年間のズレがあるが、このような家庭が1970年春現在保有している資産、負債のあらましは次の通りである。

一世帯平均（単身世帯も含む）の流動資産額は、\$3,227、これに対応する流動負債（不動産関係を除く）は\$779である。主要資産の宅地、住宅については、その時価評価額は全資産中56.5%を占めており、一方、住宅不動産に係る長期負債は全負債の66.8%にのぼっている。

以上の所得階層別内訳は次の通りである。

(1) 流動負債

手許現金、銀行預金、有価証券等

ア. カナダでは、平均年収\$7,000～\$9,999の階層が最も多いが、この標準的グループは、平均\$2,722を保有している。たゞしこのグループの過半数は\$1,000未満である。

イ. 年収\$3,000未満の貧困者、その20.2%は資産なし、半数は\$1,000未満を保有している。

ウ、年収\$25,000以上のトップグループ、その56.5%が\$15,000未満。31.9%は\$15,000以上。

| 年収(\$) 資産(\$) | 3,000 未満 | 3,000 ~ 4,999 | 5,000 ~ 6,999 | 7,000 ~ 9,999 | 10,000 ~ 14,999 | 15,000 ~ 24,999 | 25,000 以上 | 計 |
|-------------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|-------|
| 無資産 | 20.2 | 9.5 | 6.7 | 4.0 | 2.7 | 1.9 | 1.9 | 8.2 |
| 250未満 | 33.7 | 35.5 | 30.7 | 24.5 | 12.8 | 6.1 | 1.7 | 25.4 |
| 250~499 | 7.3 | 9.1 | 14.1 | 12.9 | 11.2 | 5.6 | 4.1 | 10.4 |
| 500~999 | 9.0 | 11.9 | 12.5 | 16.1 | 16.7 | 8.2 | 3.9 | 12.9 |
| 1,000~1,999 | 7.6 | 8.5 | 12.7 | 15.1 | 17.7 | 15.3 | 10.1 | 12.6 |
| 2,000~4,999 | 9.7 | 12.5 | 11.7 | 15.7 | 21.5 | 26.0 | 13.1 | 15.1 |
| 5,000~9,999 | 7.8 | 5.6 | 5.4 | 6.5 | 9.9 | 16.3 | 15.5 | 7.8 |
| 10,000~ 14,999 | 2.5 | 2.5 | 1.7 | 2.4 | 3.2 | 7.4 | 17.8 | 3.0 |
| 15,000以上 | 2.1 | 4.9 | 4.5 | 2.9 | 4.3 | 12.7 | 31.9 | 4.7 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 平均保有額(\$) | 1,765 | 2,767 | 2,676 | 2,722 | 3,365 | 7,568 | 20,491 | 3,227 |

(2) 流動負債

諸用品、家具調度類の買掛金、小口短期ローン等（住宅関係ローン及び証券、保険会社等からの長期借入金を除く）

| 年収 (\$) | 3,000 未満 | 3,000 ~ 4,999 | 5,000 ~ 6,999 | 7,000 ~ 9,999 | 10,000 ~ 14,999 | 15,000 ~ 24,999 | 25,000 以上 | 計 |
|-------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|------|
| 無負債 | 768 | 554 | 456 | 372 | 367 | 377 | 542 | 495 |
| 250未満 | 108 | 127 | 116 | 122 | 133 | 131 | 142 | 122 |
| 250~499 | 36 | 62 | 53 | 68 | 47 | 49 | 35 | 53 |
| 500~999 | 31 | 89 | 93 | 93 | 96 | 65 | 36 | 77 |
| 1,000~1,999 | 30 | 92 | 147 | 144 | 140 | 137 | 20 | 111 |
| 2,000~4,999 | 21 | 65 | 114 | 170 | 184 | 191 | 98 | 118 |
| 5,000以上 | 06 | 11 | 21 | 30 | 32 | 49 | 129 | 24 |
| 計 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 |
| 平均負債額(\$) | 192 | 518 | 772 | 1047 | 1046 | 1,285 | 2092 | 779 |

(3) 住宅関係資産、負債

ア. 住宅時価の純資産額に占める割合

低所得層で62.8%、標準家庭階層(年収\$7,000~\$9,999)で63.9%であるが、年収\$25,000以上の富裕層では、これは30%にすぎない。

イ. 住宅関係借入金の総負債額に対する割合

低所得層で42.7%、標準家庭階層で67.9%、富裕層で49.5%。

3. 外国籍の多い大学院在学者

カナダの大学には、日本に跋存する様な大学間の社会的格差は皆無である。公私両面に亘って出身校の別を考慮されることなく、まして学閥の発生する余地はない。これは、大学間の移籍、あるいは昼間部、夜間部の移動が自由に認められている大学制度に基づくと考えられる。しかし、その卒業生の学位そのもの(学士、修士、博士等の称号)は高度の教育訓練を受け、その道の権威者たる資質を有することを証明するものとして尊重さ

れ、就職に当っても相応の処遇を受けるパスポートとして、社会的実用性も備えている。(ただし、現在は経済不況のあおりで、この専門知識を必要とする職場が少なく、大学卒の失業者はかなり高率にのぼっている)

ところで、このカナダの大学では外国籍の学生が相当多数を占めている。この度公表された大学院統計学者統計によれば、1970年学校年度に於いては、全日制(FULL TIME COURSE——一年間に所定のコースを全部取得するコース)の博士コースにある者の51.2%、同じく修士コースにある者の32%は外国籍の学生である。これがPART TIME COURSE(年間所定単位の全部ではなく、一部を修得するコース)になると外国人は少なくなるが、それでも博士コースで29.5%、修士コースで16.2%を占めている。専攻分野の如何によって、これらの比率は異なるが、外国系学生が最も多く進出している所は、理工系のENGINEERING部門である。

カナダはいわゆるモザイク文化形成を目指しているが、最高学府に於ける以上の状況は、将来を担う指導者、知識人等の育成の分野に於いてもこれを実践していることを例証するものといえよう。

A. FULL TIME COURSE

| 課程 \ 国籍 | 外国籍 | カナダ国籍 | 計 |
|---------|------------------|------------------|------------------|
| 博士コース | 4,806 (51.2%) | 4,773 (48.8%) | 9,579 (100%) |
| 修士コース | 5,980 (32%) | 12,938 (68%) | 18,918 (100%) |

B. PART TIME COURSE

| 課程 \ 国籍 | 外国籍 | カナダ国籍 | 計 |
|---------|------------------|------------------|-----------------|
| 博士コース | 580 (29.5%) | 1,389 (70.5%) | 1,969 (100%) |
| 修士コース | 1,418 (16.2%) | 7,337 (83.8%) | 8,755 (100%) |

[参 考]

総合大学及びカレッジの教官の平均年俸

単位：0\$

| 区 別 | 地域 学校年度 | 全カナダ平均 | | | オンタリオ州平均 | |
|--------|------------|--------|--------|------|----------|--------|
| | | 70 | 69 | アップ率 | 70 | 69 |
| 学 部 長 | | 25,950 | 24,067 | 7.8 | 27,250 | 25,700 |
| 教 授 | | 21,504 | 19,870 | 8.2 | 22,212 | 20,522 |
| 助 教 授 | | 16,057 | 15,010 | 6.9 | 16,572 | 15,408 |
| 講 師 | | 12,701 | 11,837 | 7.2 | 13,089 | 12,076 |
| 助 手 | | 10,002 | 9,441 | 5.9 | 10,521 | 9,722 |

注. 1. 学校年度は9月に始まり、翌年の夏季休暇をもって終る。

2. 全カナダ平均より高い地域は、オンタリオ州をはじめ西部諸州
低い地域はケベック州、最低は大西洋諸州である。

4. 1972年第1.4半期の対加移住

本年1月から3月迄の移住状況が要旨次の通り公表された。

(1) 当期間中の入移住者総数は23,567人、これは前年同期間より4,332人少ない。日本国籍を有する移住者数は133人で、前年同期の230人より四割強減少し、国籍別順位も17位から20位に下った。

(2) 上位主要国の傾向

ア. 前年に引継ぎ、アメリカは依然として、入移住者の首位を占めている。

イ. 主要送出国のヨーロッパ地域では、英国、ポルトガル、イタリー、ギリシャの順位、またアジアでは、インド、フィリピン、中国(台湾を含む)の順位は変らぬが、軒並み移住者数は減少している。

ウ. この中に在ってアメリカ一國のみ、移住者数の増加が著るしい。

| 国名 | 1972年 1月~3月 | 前年同期間 | 増減 |
|-----------|-------------|-------|-------|
| アメリカ | 5,070 | 4,808 | + 262 |
| 英国 | 3,864 | 4,269 | △ 405 |
| ポルトガル | 2,171 | 2,346 | △ 175 |
| 西インド諸島 | 1,733 | 2,504 | △ 771 |
| イタリア | 1,082 | 1,550 | △ 468 |
| インド | 1,024 | 1,363 | △ 339 |
| ギリシャ | 856 | 1,402 | △ 546 |
| フィリピン | 718 | 751 | △ 33 |
| 中国 | 503 | 676 | △ 173 |
| ユーゴスラヴィア | 505 | 976 | △ 471 |
| フランス | 478 | 589 | △ 111 |
| ポーランド | 316 | 203 | + 113 |
| オーストラリア | 298 | 468 | △ 170 |
| 西ドイツ | 271 | 414 | △ 143 |
| パキスタン | 232 | 237 | △ 5 |
| オランダ | 223 | 308 | △ 85 |
| アイルランド共和国 | 185 | 210 | △ 25 |
| レバノン | 170 | 242 | △ 72 |
| メキシコ | 145 | 90 | + 55 |
| 日本 | 133 | 230 | △ 97 |

(3) 行先州別移住者数

ほとんど全州に亘り、受入移住者数は減少している。

移住者の約52%を受入れているオンタリオ州の減少分は、その受入比率にほぼ正比例している。

| 行 先 州 | 1970年 1月~3月 | 前年同期間 |
|---------------------------|-------------|--------|
| ニュー・ファンドランド | 127 | 197 |
| プリンスエドワード島 | 24 | 18 |
| ノヴァスコシア | 326 | 398 |
| ニュー・ブランズウィック | 189 | 194 |
| ケベック | 4,167 | 5,079 |
| オンタリオ | 12,173 | 14,403 |
| マニトバ | 957 | 1,199 |
| サスカチュワン | 256 | 281 |
| アルバータ | 1,576 | 1,931 |
| B. C. | 3,739 | 4,162 |
| ニューコン及びノースウエスト テリトリー準州 | 33 | 37 |
| 計 | 23,567 | 27,899 |

(4) 年齢別・性別

(1972年1月~3月)

| | | |
|---------|---------|---------------------|
| 14才以下 | 4,870人 | (男 2,468人 女 2,402人) |
| 15才~39才 | 15,150人 | (男 7,486人 女 7,664人) |
| 40才以上 | 3,547人 | (男 1,502人 女 2,045人) |
| 合計 | 23,567人 | (男11,456人 女12,111人) |

| 年 令 | 合 計 | 男 | 女 |
|---------|--------|--------|--------|
| 0 - 9 | 3,590 | 1,810 | 1,780 |
| 10 - 19 | 2,954 | 1,312 | 1,642 |
| 20 - 29 | 9,547 | 4,586 | 4,961 |
| 30 - 39 | 3,929 | 2,246 | 1,683 |
| 40 - 49 | 1,401 | 715 | 686 |
| 50 - 59 | 871 | 330 | 541 |
| 60才以上 | 1,275 | 457 | 818 |
| 合 計 | 23,567 | 11,456 | 12,111 |

(5) 職業別移住者数

この職種別人数は、査証発給時点の区分に基づくと思われるが、カナダ入国後、諸般の事情から自己の専門外の職業に転進したのも、相当な数含まれていると推察される。

しかし、労働を目的とする移住者にとって、査証発給の最も多い分野は、やはり専門職、技術者及び製造、機械建設関係の技能者である点は、従前より一貫して流れている傾向である。

| 職 業 分 野 | 1972年1月～3月 | 前年同期間 | 増 減(△印は減) |
|-----------------|------------|-------|-----------|
| (労 働 力) | | | |
| 専 門 家 ・ 技 術 者 | 3,191 | 3,790 | △ 599 |
| 製 造 ・ 機 械 ・ 建 設 | 3,030 | 4,151 | △ 1,121 |
| 事 務 | 1,620 | 2,45 | △ 837 |
| サーヴィス・インダストリー | 1,377 | 1,585 | △ 208 |
| 管 理 職 | 821 | 753 | 68 |
| 通 商 ・ 金 融 | 518 | 600 | △ 82 |
| 農 業 | 446 | 524 | △ 78 |
| 一 般 労 働 者 | 264 | 355 | △ 91 |
| 運 輸 ・ 通 信 | 151 | 145 | 6 |

| 職業分野 | 1972年1月~3月 | 前年同期間 | 増減(△印は減) |
|--------|------------|--------|----------|
| 鉱業 | 28 | 51 | △ 23 |
| 林業 | 14 | 23 | △ 9 |
| 漁業 狩猟 | 5 | 6 | △ 1 |
| その他 | 399 | 438 | △ 39 |
| 小計 | 1,1864 | 14,878 | △ 3,014 |
| (非労働力) | | | |
| 妻 | 4,275 | 4,785 | △ 510 |
| 子供 | 5,461 | 6,160 | △ 699 |
| 婚約者 | 179 | 136 | 43 |
| 学生 | 632 | 777 | △ 145 |
| その他 | 1,156 | 1,163 | △ 7 |
| 小計 | 11,703 | 13,021 | △ 1,318 |
| 合計 | 23,567 | 27,899 | △ 4,332 |

5. カナダ国籍取得申請が低調な事由

移住後5年を経過すれば、カナダ国籍取得を申請する権利が生じ、申請者は余程の反社会的行為又は国家の安全保持に差障りのない限り、簡単な審査を得て国籍を取得できる。(この申請を却下された人は、全カナダで2500人にすぎない)

しかし、カナダ政府は、この申請者の数が意外に少ないことに困惑している。移住者入国統計は完備していても、移住者の出国(母国への帰住イタリア系の移住者の場合で総数の15%と推定されている)は殆んど記録されていないため、原国籍保持者の数は、政府筋でも推測の域を出ていないが、深べきな連邦政府はこれらの不特定多数の有資格者がカナダ国籍を取得することを希求し、毎春、各民族系出版物等を利用して、帰化呼びかけの大キャンペーンを行っている。しかし、このキャンペーンの成果は一部にとどまっており、大半の一世は母国籍を保持したままカナダに居住

している。その理由は一体何か。それは主に国籍取得から得られるメリットが、公職選挙権のみであり、それ以外の義務関係では居住者 (LAND-ED IMMIGRANT) と国籍保持者 (CITIZEN) の間に何ら差別が設けられていないことにある。

この実情からみれば、カナダ国民とは居住者をベースとして構成されており、カナダ国籍者とは、その中でも参政権を有している人々と定義できよう。帰化呼びかけの目的は当然のことながら、参政権というパイプを通じて居住者を国と命運を共にする存在たらしめることにある。しかし、国政や地方自治に参画する以前に、自己の生活の定着、安定に汲々としている人々、又は現在の生活に満足している人々にとっては、国籍取得を急ぐ理由はない。日常生活には何ら差障りがないからである。

そこで、ある新聞によれば、“カナダ国籍を単に公職選挙権にとどまらず、もっと現実的利益をともなった魅力ある商品に変えることが必要だ”という論評も生じて来る。現在、現実的利益といえ、連邦政府または州政府に職を奪ずる場合、国籍を有している者が慣行上優先的に採用される程度のものに過ぎない。

以上が普遍的な事由であるが、これに加えて個人的事情も軽視できないものがある。帰化しない個人別の事由には、それぞれの母国の歴史や現状、様々なタイプの母国愛、それぞれの国民性などが多彩に錯綜して、一概に概括出来ないものがある。その事由を網羅すれば、いわゆる“カナダ国民の多様性”を明らかにする有力な資料たり得ようが、本項では若干の事例を一人称の形で列挙するにとどめる。

例 1. オーストラリア人 (生活順応型)

バンクーバーに5年在住、1970年結婚、夫31才、妻27才共稼ぎ。

“こんなに長くいるつもりはなかったが、もう5年を経過し、カナダ人になりきるか、オーストラリア国籍のまゝとどまるか、それとも第三の場所に転住するか、身の振り方を決めねばならぬ時が来た。今までこのことは気にも留めていなかった。我々は、オーストラリアの国柄を愛しており、その気候、のんびりした生活のベース、善良な隣人達

の姿は心に焼きついている。やはり我々は、オーストラリアを捨て去ることはできない。しかし、このバンクーバーで幸い非常に良い職を得ており（清涼飲料水会社の販売主任）この状態が続く限り母国に戻る理由はない。愛郷心にひきずられて帰国しても、オーストラリアで現在ほどの生活水準を維持できなければ、再びカナダに戻って来ざるを得ない。そのような試行錯誤は避けたい。現状に不満がないのだから、当分このまゝでいて、将来その必要が生じた時、改めて国籍問題を考えるつもりでいる。”

例2. チェコスロバキア人（政治信念型）

滞加20年で、エドモントンに在住、51才、5人の子持ち、生活に不自由はなく、本職のかたわら、チェコからの移住者を援護する団体を主宰している。

“丁度、チェコがソ連の支配下におかれた1948年、私は故国から逃れた。当時の鉄のカーテンからはみ出した結果、私のチェコ国籍は剝奪された。従って、現在カナダの居住者であるが、無国籍者である。それからの私の一生のテーマは、故国の共産主義体制に対する抗議、抵抗にしばられた。チェコには、私と同じ想いの友人が沢山居る。自由を求めるこういう友人達と歩調を揃え、チェコの現体制を糾弾する為には、私はカナダ国籍者ではなく、チェコ人の仮で居る必要があるのだ。カナダの生活には大変恵まれているが、この国の公取選挙権を持っていないことは、政治的人間である私にとって大変負目に感ぜられる。しかし、それは私が信念に徹するための止むを得ない犠牲である。恐らく生きている間故国を訪れる機会はないだろうが、私は両国にまたがった存在である。私の心からの願いは、チェコをカナダと同じような事由な国にすることである。”

例3. アメリカ人（嗜好型）

カナダ国鉄職員、40才、アメリカ・ルヴォーキー生れ。2才の時、父の実家のあるウィニペグに移転し、以来38年間同地に在住、アメリカとの絆は極めて弱いはずである。

“今迄一度だけカナダ国外に出たことがある。アメリカ軍兵士として、

朝鮮戦役に従軍した時である。当時失職していた上に、異国を目のあたりにすることに関心を持っていたので、従軍したのだが結局は、北米の生活が一番良いことを実感して帰国した。

ウィニペグに住むアメリカ系移住者とは気のおけない間にあるし、米系在郷軍人会の記念式には軍服を着て街中を行進する。私が軍服を着ていると“ヤンキー・ゴー・ホーム”と冷やかされるが、生活地のウィニペグを気に入っているのと同様に、生れた土地のアメリカを愛してどこが悪いのか。私はアメリカ国籍者であることに誇りを持っている。しかし、本当は、パスポート無しに世界中どこへでも旅行できる様な国籍不娶の状態が一番望ましいのだが。

例 4. フランス人（情緒型）

モントリオール在住、40才の主婦、パリ大学在任に知り合った夫と結婚するため1957年渡加。二児の母であるが、フランス航空支店の会計係として勤務中。

“モントリオールでは、フランス語とフランス系の人々にとり囲まれており、私も家族同伴で年に一度か二度必ず両親に会いにフランスに行く。母語との距離感はほとんど感ずることはなく、戻ろうと思えばいつでも戻れる状態にある。私がカナダにいるのは、夫がそこに住んでいるからである。夫が健在である限り、ここに任み続け、フランスに帰住することはないだろう。子供達（12才と9才）は今住んでいる家が気に入っており、他のどこにも移りたくないと言ってそのので、やがては、名実共に生粋のカナダ人になって行くであろう。しかし子供は、私の熟知しているパリの真隨を知らないのだ。モントリオールはパリと同じ様に良い町であるが、パリそのものにはなり得ない。一度パリに住んだらそこから離れる気がしないはずだ。私はやはりフランス人のままでいたい。”

例 5. 英国人（無関心型）

渡加9年。ノヴァスコシア州都ハリファックスに在住、理工系教師36才。

“私は、カナダで望んだ通りの生活を得安定している。まざイギリス

に帰住することはないだろう。しかし、カナダの連邦関係の選挙権を持っている。(注. 英連邦関係国籍者にのみ認められている)ので、カナダ国籍を取らねばならぬという特別な理由は何も見出せない。唯一の不便といえば一家揃ってイギリス旅行する場合の入国審査のちがい位である。私は本国人としてフリーパスなのに、妻と子供は外国人用窓口で長い列の後尾につかなくてはならないのだ。カナダ国籍をとってもとらなくても、カナダに居住するものの人生に、どれほどの違いがあるのだろう。それは、仕事のひまな時に考えれば良いことだ。私の旅券はもうすぐ切替えなければならないが、英国旅券の更新料は\$1375、カナダ旅券の交付料は\$1000、どちらの旅券を買うかはその人の好みに任かされているといつては過言だろうか。

もし英加関係に重大な亀裂を生じ、相互不信感がつゆるような事態にでもなれば、いづれの国籍にふみ切るか決断を迫られるだろうが、この平和な時に、そこまで気を廻して深刻に考えるのは無意味であろう。

(引用資料 THE CANADIANMAGAZINE)

(47年6月月報分)

1. 一時滞在者の永住切替特別措置の実施

(1) その背景

昨年カナダへの入移住者の約1/3は、当初一時滞在者(VISITOR)として入加した後、当国内で移民法による所定の手続、審査を経て永住資格(LANDED IMMIGRANT STATUS)を取得したものである。

VISITORの永住切替措置は、カナダの移住行政全体の中で、大きなウェイトを占めており、その具体的な取扱方法は、極めて注目すべきものがある。

周知の通り、永住切替を希望するVISITORは、まず当国移民局に出頭して、所定の審査を受け、可否が決定される。(申請から決定までの期間は、現在1~1.5月、通称INTERVIEWといわれる。)否の判定を受けた者は、審査結果を項目別点数によって明示されると共に、

カナダの出国期限日を通告される。大方の希望者は、この通告通りにカナダから退去していると推測されるが、この審査結果に不服の者には、次の通り異議申立の機会が残されている。

ア. 移民局内の SPECIAL INQUIRY (本稿では以下再審査という)

これを求めるには、出国期限日の翌日に移民局に出頭し、申請すれば良い。再審問によっても、否の判定を受けた者には、強制退去命令 (DEPORTATION ORDER) が発せられる。この退放を受ければ理由の如何を問わず、将来再びカナダに入国することは不可能に近くなる。

イ. 上記の国外追放処置に不服の者は、移住控訴院 (IMMIGRATION APPEAL BOARD) に控訴できる。最終審決までの間はカナダに滞留できる。(通称 APPEAL 本稿では、以下“控訴”と呼ぶ) この制度を利用してカナダ国内に滞留する者は極めて多い。現在上記のうち、ア. の再審問の段階にあるものは 13,500 件 (うち、トロント市が 11,500 件)、イ. の控訴の段階にあるものは約 10,000 件に達している。異議申立者は、審査の順位を待ちながら、カナダ滞留を続けるが、現在の状況では、再審問の結果を得るまでに約 4 年、控訴——審決にいたるまでは 8 年乃至 9 年を要する見込みである。しかも、この待機期間中の労働許可については、移民局の従前の取扱いは、再審問期間中はこれを認めず、控訴提起の段階にいたって、これを与えているというケースが一般的である。不服申立件数が、現実の処理能力を其中に上回る結果、不可避的に審査は渋滞し、未決件数は加速度的に累積する。さらに長い審査期間中、労働許可を与えられず、生活困難に陥る者、不法労働に走る者等の累増をみるに及んでいる。

この異議申立制度は個々の移住者受入の可否につきが条理を尽そうとする公平な理念の現われであり、他国に例をみない寛容さに富んでいるが、1967年この制度発足以来の運用結果は、現実の壁の前に大きな矛盾を露呈するにいたり、放置できない問題として、かねてより国会をはじめ関係方面よりその改善、是正を求める声が強まっていた。政治問題化しつつある本件は、所管の労働移民省にとっても長い間の

懸案であり、何らかの決着をつけるべく、模索していた。

(2) 新行政措置の内容

マッカシー労働移民相は、本年2月頃、この制度は寛大で公平である反面、現実には濫用され易い欠陥を有することが証明されていたとして、将来の移民法改正に当って、この欠陥是正を図りたい旨の見解を表明していた。

しかるに6月下旬に至り、一転して、現在待機中の膨大な数の異議申立者に対し、早急に特別審査を開始し、大巾に永住ステータスを与えるとの要旨次の如き新しい行政措置を決定、事務当局にその実施を命じた。(以下、これを特別措置または特別審査—SPECIAL CONSIDERATION—という。)

ア. 再審問を待機中の13,500名のうち、重大な法律違反または決定的な欠格条件を持つ者を除き、その約半数に永住権を与えることを目標とする。

イ. 現在の未決件数の推積を、1974年4月までに解消させる。また明年1月までに再審問の申請から実際に面接審問を受ける(ASSESSMENT AND A HEARING BEFORE THE INQUIRY OFFICERS)までの期間を1乃至3カ月に短縮するよう措置する。

ウ. このために、省内に260名の特別処理班を編成し、トロントに重点的に配置する。

エ. 該当者には早急に連絡をとり、特別審査を促進する。

審査のポイントは、該当者がどの程度、待機期間中にカナダ社会に融合しつつあったかという点におく。具体的には、個人の家計の状態、技能及び英語力の向上の程度、社会活動への参加の状況、就労の可能性の多寡等について審査する。特別審査を受ける際には、これらの事項を裏付け、証明する書類と共に、カナダ人からの挂せん状(または身元保証状)の携行を必要とする。

オ. この措置の目的は、麻痺一步手前の異議申立制度から重大な支障を取除き、その運用を正常な軌道に乗せると共に、永い待機期間中、該当者が生活困窮し、不法労働に従事するような事態を二度と繰返さな

いようにすることにある。しかし、異議申立期間中は、許可なしには労働を禁ずる基本ルールを変更する意図は毛頭ない。

カ。以上の措置は（法改正によることなく）省令、規則の運用によって、実施可能である。

以上公式発表のほか、次の関連事項が伝えられている。

ア。特別審査の進め方

(ア) 最初の審査で、評点が50点未満（90点満点）のため失格したが、30点以上を取得していれば、今回優先的に配慮される。この得点層にある者は、その後、余程のマイナスのない限り、まず永住権を付与される公算が高い。

(イ) 特別審査に当たっては、該当者から不利な答を導くような質問は、つとめて回避される。“待機期間中に、貴方は働いたことはありますか”、“生活保護（WELFARE）の恩恵に浴したことはありますか”といった類いの質問がこれに当る。これらの行為は法的には一時滞在者に禁ぜられていることである。

一方、該当者のプラスになる材料としては、どこかの団体の活動に参加していたこと（宗教、社交娯楽、研究会等）、英仏語の学習を続けていたこと、車、銀行口座等を有していたこと等事実及び就職見込先があること（採用予約証明書のようなものがあれば良い）などが挙げられる。

本来ならば、これらは一時滞在者には、許されていない行為であるが、特別措置の適用範囲者である限り、いずれもカナダ社会に適応しようとする努力の現われ、もしくはその実績として評価される模範である。

イ。同相はまた、今秋、移民法改正に関する見解を表明するとみられているが、その際、控訴院審理官の定員6名を15名に増員し、その処理能力を増強させる意図を明らかにすると予測されている。これは、異議申立制度を圧縮ではなく、容認する方向を示唆するものである。

ウ。特別措置の適用されない者

(ア) 控訴段階にある者

ただし、今回の措置は近い将来、似たような形で控訴者に有利な措置を生み出すものと予想されている。

(当面 適用除外となった理由は、今回の特別審査によっても永住を却下された者は控訴必至とみられたため、これら新控訴者に再び特別審査を繰返すという矛盾撞着が懸念されていることにある)

(4) 本年6月24日以後にカナダ入国した該当者。

労働移民相が下院において今回の措置を発表したのは6月22日であり、1日のアローアンスをおいてはいるが、この大臣声明のあった日以前の入国者のみ、適用対象となった。これ以後に入国した該当者は、従前と同様の審査を受ける。

(5) カナダ国外において永住を申請し、却下された者

この点が、後述するように、“不公平”との批判を呼んでいる。

(3) その反響

労働、移民相は、この特別措置を決定するにいたった動機について、“最初の永住申請者を不合格にしたのは、本人がカナダ社会に適応する能力に欠けていると判断されたためであるが、その後不服申立—待機期間中に、彼等が立派に適応しつつあることを知り驚いた。

また、異議申立件数の山積は、(制度の欠陥にあるのではなく)制度の運用に当る移民省当局の不手際の結果であることに思い到り、(適応努力を評価するという)今回の特別措置をとったものである。”と極めて良心的な説明をなしている。

しかし、この措置の実施が、事務当局に指示された当時、第一線の移民官は、急激な転進措置に戸惑い、省内の一部には、次の如き批判があったと伝えられる。

ア. 異議申立件数の堆積は、これが永住取得への坂道、合法的な長期滞在の道として濫用された結果である。

イ. 永住申請は、海外の査証部で行なうことが望ましく、カナダ国内申請は、止むを得ざる便宜的措置として位置づけてきた従来の建前がゆらぐ。

ウ. 海外査証部で、申請を却下された者に、特別措置が適用されない

ことは片手落ちであり、永住申請者は平等、公平に取扱われるという原則に反する。

エ．特別審査に当って、従来一時滞在者に違法といましめてきた諸行為を逆にプラスとして評価することは、大きな矛盾を生ずことになる。

オ．今回の措置の結果、海外査証部に申請するよりカナダ国内で申請する方が安易・有利かつ永住権取得の機会が多いという認識が志望者に広まるであろう。いわば坂道を通る方が、正道を歩むより得をすという印象を与える点、今回の措置はマイナスの前例となり易い。

カ．永住者の質が落ちる懸念がある。

各新聞論調は、いづれも移民局内部の不满に輪をかけたような批判的態度を示しており、代表的な“Globe And Mail 紙”の社説にいたっては、この新措置を“裏口からのボーナス”と題している。

最近、在東京カナダ査証部を通ずる永住取得が狭き門となりつつあることにあきたらず、現地申請に走る永住希望者の増加が懸念されるので、当事務所としては、今後移民局窓口におけるその取扱推移を十分注視して行きたい。

2. 最近の雇用情勢

本年5月から6月にかけての雇用情勢は、とくに一般消費物資産業を中心として、明らかに好転の兆しをみせている。

これには、政府の資本投資を軸とする雇用造出の政策が、漸実に実行されていることが、大きく影響しているとみられている。季節的な要因があるにせよ、生産と需要の規模は、拡大傾向を示しており、これを反映してカナダ経済の中心地たるオンタリオ州の労働需給もかなり緩和されてきた。

| | | オンタリオ州 | 全カナダ |
|------------|------|-----------|-----------|
| 労働力 (人) | 本年5月 | 3,391,000 | 8,897,000 |
| | 前年5月 | 3,237,000 | 8,627,000 |
| 就業者 (人) | 本年5月 | 3,239,000 | 8,345,000 |
| | 前年5月 | 3,062,000 | 8,084,000 |
| 失業者 (人) | 本年5月 | 152,000 | 552,000 |
| | 前年5月 | 175,000 | 543,000 |
| 失業率 (%) | 本年5月 | 4.5 | 6.2 |
| | 前年5月 | 5.4 | 6.3 |

オンタリオ州の5月の雇用指標

労働力 前月に比し、男性で65千人、女性で21千人の増、この増加分は、24才以下の若年層に集中している。

昨年5月との比較では、154千人の増。

就業者 4月よりも95千人、昨年5月よりも177千人の増。ただし、この増加分の40%は女性である。65才以上は別として、全年代平均して伸びている。

産業別にみると、この1年間、就業者数が比較的ふえたのは、諸サービス業、耐久及び一般消費材産業及び商業、微増は、運輸、通信、公益事業であり、その他の産業は横ばいまたは変化なし。

失業者 4月に比し、9千人の減、ただし、これは、男性の15千人減に対し、女性の6千人増を差引いた結果である。

昨年5月との比較では、23千人の減、この結果、単純失業率は5.4%から4.5%へ下降した。

3. 今夏の求人予測

カナダの21都市に所在する1,200社を対象として、本年7月～9月の間の従業員増員または減員計画に関する調査結果が公表された。

これによると、1,200社のうち、増員——新規採用を予定している会社

は23.8%（前年同期17.2%）、減員——人員削減を計画しているもの、4.1%（前年同期4.2%）、増員も減員も行わず現状維持のままで行くもの67.2%、未定4.9%という数字を示している。

最近の失業状態は好転の兆しをみせ、鍋底の状態から脱しつつあるとの期待が寄せられているが、本調査もこの復調の傾向を裏付けるとみられる。

(1) 業界別

ア. 増員—— 繊維、衣料業界がその筆頭で、調査対象となった会社の丁度半数が増員を予定している反面、人員削減予定を明示した会社はゼロである。次いでアルコール類、清涼飲料水等の飲料業界が僅かの差で続いているが、減員を予定している会社数も平均より上廻っていることから、この業界に存在する優勝劣敗の傾向の一端がうかがわれる。以下好調な業界は、デパート、公益事業、銀行・金融業、鋳造、圧延、自動車総合メーカー等である。最底は石油産業。

イ. 減員—— 自動車総合メーカーがトップ。増員を予定している会社が3割を超えていることを勘案すれば、この業界の競争は、前期の飲料業界よりも激しいことが判る。以下、製紙とその加工品、宣伝広告、金属とその加工、飲料等の業界が主だったところである。

ウ. 増員マイナス減員

カナダの会社は、事業規模の伸縮、経営成績の良否を、直ちに雇用人員数の増減によって調節する。会社の存続、発展に即応するため果敢に解雇し、または採用する慣行は、日本の雇用常態と大部趣きを異にする。

これを逆に見れば、各社の増員または減員の程度は、会社の好不況を敏感に準的に表示するものであり、このことは会社単位のみならず、一業界についても同じである。この意味で各業界毎の実質増員会社数（増員マイナス減員）の比率は、各業界の明暗の現状を示すものである。下表のC欄によれば、26業界のうち、広告宣伝業のみ人員縮小、その他は、繊維、衣料、紙料、銀行、金融、デパート公益事業等をはじめとしていづれも増員を企画している。（全業界平均では19.7%）ただし、石油産業、化学産業、製紙関係は微増にとどまっている。

業界別求人動向内訳

調査対象 1,200社 47.7.1~47.9.30 (単位：%)

| 業 界 | 増 員 | | 減 員 | | 実質増額 (A-B) C.1972 | 現状維持 1972 |
|-----------|--------|------|--------|------|-------------------------|--------------|
| | A,1972 | 1971 | B,1972 | 1971 | | |
| 全カナダ平均 | 23.8 | 17.2 | 4.14 | 4.2 | 19.7 | 67.2 |
| 広 告 | 5.8 | 13.2 | 7.8 | 1.7 | △ 2.0 | 86.4 |
| 農 機 具 | 19.7 | 13.0 | 0.0 | 13.0 | 19.7 | 74.5 |
| 織 維 ・ 衣 料 | 50.0 | 21.6 | 0.0 | 10.8 | 50.0 | 46.7 |
| 自動車メーカー | 31.6 | — | 10.5 | — | 21.1 | 52.6 |
| 自動車部品メーカー | 22.2 | — | 0.0 | — | 22.2 | 66.7 |
| 銀行・金融業 | 32.3 | 13.3 | 1.6 | 0.0 | 30.7 | 62.9 |
| 飲 料 | 46.6 | 31.0 | 6.9 | 0.0 | 39.7 | 43.1 |
| パン・クッキー等 | 24.0 | 14.5 | 5.6 | 2.9 | 18.4 | 68.5 |
| ビル 建 築 | 23.3 | 31.4 | 5.0 | 4.4 | 18.3 | 66.7 |
| 化 学 成 品 | 13.1 | 8.0 | 6.5 | 8.0 | 6.6 | 76.1 |
| 電 気 機 器 | 23.1 | 25.8 | 3.8 | 0.0 | 19.3 | 61.5 |
| 家具・家庭設備 | 22.9 | 16.2 | 0.0 | 2.7 | 22.9 | 77.1 |
| 食品製品卸売 | 27.1 | 27.0 | 5.1 | 1.6 | 22.0 | 61.0 |
| 鋳 造 ・ 圧 延 | 32.7 | 7.5 | 3.6 | 5.3 | 29.1 | 52.8 |
| 保 險 業 | 18.4 | 12.8 | 2.6 | 0.0 | 15.8 | 73.7 |
| 皮 革 製 造 | 23.8 | 23.0 | 0.0 | 7.7 | 23.8 | 76.2 |
| 機 械 製 造 | 20.0 | 10.8 | 2.5 | 8.8 | 17.5 | 72.5 |
| 金属及び金属加工 | 25.0 | 16.3 | 7.7 | 6.1 | 17.3 | 61.5 |
| 製紙及びその加工品 | 16.3 | 14.5 | 8.2 | 1.8 | 8.1 | 69.4 |
| 石 油 製 品 | 6.5 | 5.0 | 4.4 | 14.6 | 2.1 | 76.1 |
| 印 刷 | 16.9 | 8.1 | 5.1 | 1.6 | 11.8 | 72.9 |
| 公 益 事 業 | 34.0 | 28.8 | 3.8 | 0.0 | 30.2 | 56.5 |
| 自動車ディーラー | 18.0 | 17.1 | 3.3 | 1.4 | 14.7 | 77.0 |
| デ パ ー ト | 40.0 | 20.9 | 5.0 | 4.5 | 35.0 | 50.0 |

| 業 界 | 増 員 | | 減 員 | | 実質増員 (A-B) C.1972 | 現状維持 1972 |
|------------|--------|------|--------|------|-------------------------|--------------|
| | A.1972 | 1971 | B.1972 | 1971 | | |
| 食 品 小 売 | 12.2 | 8.7 | 0.0 | 1.81 | 12.2 | 83.7 |
| トラック輸送及び倉庫 | 16.2 | 12.9 | 3.2 | 7.1 | 13.0 | 79.0 |

注) 上表の見方

(例) ビル建設業では、調査対象となった会社の23.3% (A) が増員、5.0% が減員、66.7% が現状維持の予定である。従って、A-Bの実質増員会社数は18.3% (C) である。

(別に態度未決定の会社が5.0%あるがこれは省略)

(2) 都 市 別

比較的企業の集中している21都市の全部に亘って、増員会社数が減員会社数を上廻っている。

その上廻っている比率は、最高がオタワ市の35%、最低は、セント・キャセリン市(オンタリオ州、ナイアガラ市の少し手前)の3.0%である。

日本人移住者に関係の深い都市を抜粋すれば、次の通りである。

(単位：% カッコ内は前年同期)

| | |
|------------|-------------|
| トロント | 19.0 (14.1) |
| バンクーバー | 16.2 (13.1) |
| モントリオール | 24.7 (8.5) |
| ウィンザー | 31.0 |
| (デトロイトの対岸) | |
| カルガリー | 25.9 |
| ウィニペグ | 20.9 |

注) 本調査は著名な取業あっせん会社、MANPOWER BUSINESS SERVICE LTDによって毎四半期毎に行われているものであり、求人動向を予測する有力な資料として認められている。

4. 最近の世論調査から

ギャラップが安定した世論調査から、とくに示唆に富むとおもわれるものを紹介する。

(1) カナダ人の海外志向度

カナダ人はカナダでの生活にどの程度満足しているのか。これを端的にさぐる一つの方法として、カナダ人の海外転住希望に関する調査が行なわれたが、その結果は10人中8人が、カナダほど住み易い国はなく、外国へ転住する気は全くない、と答えている。一方外国転住希望をもっている人々は青年層に多く、(18才~29才で10人中3人)、年代が高くなるほど低くなっている(50才以上では10人に1人)ところをみると、やはり若い間は海外生活への関心と憧憬が強く、年をとるほど日常生活への安住の度を深めていく傾向がみられる。

この外国志向組の安住希望先については(4人に1人は志望国未定と答えているが)アメリカとオーストラリアの比率が高い。(それぞれ16%)それ以外は、カナダに移住して来る以前の母国とハワイ、アフリカ、バハマ諸島など、いわば常夏の国を希望先として挙げている。

調査内訳

| | | 移住したい % | 移住したくない % |
|-----------------------|---------|---------|-----------|
| 平均 | | 19 | 81 |
| 年 令 別 | 18才~29才 | 30 | 70 |
| | 30才~39才 | 19 | 81 |
| | 40才~49才 | 15 | 85 |
| | 50才以上 | 11 | 89 |
| 職 業 分 野 別 | 管理者、技術者 | 20 | 80 |
| | 事務職、営業職 | 24 | 76 |
| | 労働者 | 20 | 80 |
| | 農業従事者等 | 14 | 86 |

(2) 失業感覚について

先日、トルドー首相は、“一部の人々は働くより失業保険で生活することを望み、その通りにしているが、これも権利の一つである。働きたくない人々に我々は労働を強制するつもりはない”と語って物議をかもした。

早速この総理発言への賛否について世論調査が行なわれたが、10人中8人は、この発言に非を鳴らし、2人はこれを是認するという結果を示した。その内訳は後記の通りである。

失業乃至は失業者に関する一般の見方は、日本とカナダでは著るしく相異している。

カナダでは、失業は経済の循環から不可避免的に発生し、常在するもので、失業者とは、企業の浮沈を調節する予備労働力であるとの割切った見方が広く浸透している。その一方、経済合理主義から除外された人々に人間的な生活を保障することは、政府の国民に対する重要な義務であるとの認識が定着しており、この結果、社会保障の恩恵を受けることも、当然の権利とする風潮が強い。(また、社会保障等による反対結付が、目に見えて明らかなせいか、納税義務も極めて円滑に履行されている。)

この結果、カナダ人にとっても失業をおそれる気持ちには変りはないが、日本人のように、これをみっともなく情けないこととは感じていない。失業に対する倫えが、制度的に確立され、周囲も失業状態を蔑視しないからである。

このたびの“労働を強制されない権利”に対する以下のような反応は、カナダ人の失業感覚に関する理解を深める上で、注目すべき内容を含んでいる。

調 査 結 果

首相発言に対し

ア. 反対の理由

- 人は、働ける限り働くべきである。大抵の人は労働を望んでいる。

48%

- 怠惰の習慣が身につく、野心、積極性、自尊心が失われている。
19%
- 勤勉な者は、怠惰な者を養うために公祖公課を負担しているのではない。怠惰が“権利”の名のもとに是認されれば、同じ勤労者として大変不公平である。
16%
- その他の理由
10%
- 理由不明
7%

イ. 賛成の理由

- 人は、任意に労働するのであって、強制されて働くのではない。満足する暇につけない現状では働かないのも止むを得ない。
22%
- 今まで失業保険料を振り込んで来た者は、それを自由に利用することができる。
19%
- 安い給料より失業保険金の方が高い場合がある。その場合、自分の生活に有利な方を選んでよい。
18%
- その他
18%
- 理由不明
25%

注. 回答者の所得階層別賛否内訳(%)

| 所得区分 | 首相発言に対し | 賛成 | 反対 | わからない |
|--------------------------|---------|----|----|-------|
| 全国平均 | | 17 | 78 | 5 |
| 低者(年収C\$6,000未満) | | 17 | 77 | 6 |
| 平均所得者(" C\$6,000~7,999) | | 21 | 75 | 4 |
| 高額所得者(" C\$8,000以上) | | 17 | 80 | 3 |

5. 日系文化会館の現勢

在加日系人の強力な募金活動の結果、総工費55万ドルをもって、3エーカーの土地に建設された日系文化会館（JAPANESE CANADIAN CULTURAL CENTRE 略称J.C.C.C）は、昭和38年10月竣工以来、在加日系人の文化的総帯を強めるとともに、広く日本文化を紹介する場として、活発な活動を続け、その業務実績は著るしい伸長ぶりを示している。

会館の開放的な姿勢は、1・2・3世及び新移住者のみならず、日本文化に関心をもつカナダ人をも広く、会員、会館利用者または会館行事への参加者として包摂しつつあり、その文化的影響は、除々に根を下ろしているといえよう。

組織としての基礎固めも一段落した今日、会館の目標は、従来の活動の充実強化にまかれていることは勿論であるが、当面の努力は、創立10周年記念までに、会館敷地内に日本庭園を造成することに傾注されている。

このたび公表された47年度（自46.4.1至47.3.31）活動実績報告によれば、同会館の現状は次の通りである。

ア. 諸行事の内訳

ほぼ常設の趣味及びスポーツのクラス

日本語、墨絵、生花、茶の湯、日本料理、柔道、剣道、合気道、空手。ほかに、とくに3世児童を対象として、コーラス、日本の歌舞に親しむグループがある。

教養的行事

- とくに3世青年の、日本に関する研究討論の基地となっている。
- 日系大学教授による、“日本語”の講義

社交・娯楽

日本映画の上映（年間10数本）、ダンス、孝親の催し（七夕祭、紅葉昼食会等）、諸展示会。基金募金のためのビンゴ、モンテカルロ、ディナーパーティー、バザー等）。

その他

- 日系各種団体による各種の会合、行事。

(総領事館主催の天皇誕生日のパーティも、例年ここで開催される)

- カナダ側諸祭典に、日系文化グループを代表しての参加。
- 赤十字募血事業に対する会場施設の提供
- 訪日旅行の主催

1. 財務内容

貸借対照表

47.3.31現在

| 借 方 | | 貸 方 | |
|--------|----------|------|-----------|
| 流動資産 | 6,124 ドル | 流動負債 | 23,356 ドル |
| 固定資産 | 628,680 | 長期負債 | 124,914 |
| 内訳 | | 資 本 | 447,863 |
| { 建 物 | 469,130 | 当期利益 | 38,671 |
| { 什器備品 | 59,550 | | |
| { 土 地 | 100,000 | | |
| | 634,804 | | 634,804 |

注) 1. 当期利益38,671は、金額資本に組み入れられるので、77.4.1現在の実質資本は486,534となる。

2. 建物及び土地は、長期負債の抵当に入っている。

損益計算書

自46.4.1至47.3.31

| 損 費 | | 利 益 | |
|------|---------|--------|---------|
| 人件費 | 32,660 | 会費収入 | 10,640 |
| 庁 費 | 34,015 | 募金行事収入 | 56,949 |
| 不動産税 | 16,434 | 一般行事収入 | 19,043 |
| 支払利息 | 12,337 | 会場賃料 | 22,132 |
| 当期利益 | 38,671 | 案附収入 | 24,681 |
| | | 雑収入 | 472 |
| | 134,117 | | 234,117 |

備考) 以上は、一般会計であるが、これとは別個に造園基金特別会計を運用しており、その積立基金額は47.3.31現在C\$59,866.27に達している(目標15万ドル) 本年10月着工の予定。

Ⅱ 各国移住者のカナダ生活観

(47年3月月報分)

多様性民族国家であるカナダには、常時全世界各国から新移住者が流入し、それぞれカナダ社会に適応することに精力を傾けている。その過程で彼等はカナダ社会の長所に、逐一魅せられると共に、予想以上の適応行為の困難さに直面し、苦渋をかみしめている。

カナダの生活と労働に関する各人の所感は、それぞれの故国の社会や国民性を反映して多様であるが、いづれも、カナダ社会に対する感動と適応上の苦悩との振幅が、来加以前の予備知識をけるかに上廻る巾広いものであることを訴えている点で共通している。

日本人移住者もこの例外ではあり得ない。

これから来加を志向する者は、先達が充足感と挫折感との間を往復した跡をたどることにより、対加移住の心構えを新たにする必要があろう。

トロントスター紙は、毎週土曜日、各国移住者とのインタビュー記事を連載しており、個人の体験談とはいえ、その集積は、カナダ移住の考え方について、多くの示唆を与えるものである。叙上の主旨に基づき、各国2名ずつ、数回にわたってこのインタビュー記事の要約(または抜萃)を記載する。

1. ヨルダン人の場合

エルサレム生れ、29才。1967年、イスラエル、アラブ間の“6日戦争”で郷理が前者の占領下におかれる2週間前に、ヨーロッパに働きに出た。カナダには、トロントに居た兄の呼寄により、1970年移住。(この兄はその後死亡)

[交友関係について]

私は、1年間小売店のマネージメント当たっていたので、その時の顧客が良き友人となった。その顔ぶれは多様である。カナダ人と知り合いになり、親しくなることは、仲々困難であるという。他の移住者の言葉を聞くと不思議に思う。

トロントは、表面も内裏もコスモポリタンである。お互の祖国同志はそうでなくても、ここでは、ユダヤ人とアラブ人の関係は親密である。

先日、アラブ料理のレストランに行ったところ、客の半数以上がユダヤ人であった。ヘブライ語とアラブ語の会話が、何らの不協和音をなしに、店内に満ちていた。故国における両国家間の敵対関係は、政治家の作り上げたものであり、民衆自身によるものではないと私は信じている。

こういう政治家の居ないカナダでは、ユダヤ人とアラブ人は、相人として相見えているのである。

[カナダ人とその行動規範]

カナダ人は卒直である。思ったことはその通りに云い、行動する。相手の好意もあっさり受ける。対照的に、アラブ人は理由なく自己抑制的である。他人の家を訪問した時、たまたま昼食中であれば、カナダ人は気軽に誘いに応じて、共に食卓に加わるであろう。アラブ人は、たとえ空腹でもこれを断わり、食事の者も食事をやめて来客と接する。

カナダ人にはまた虚飾がない。仮に街頭で、私がアラブの友人に\$5.00の借金を申込んだとすれば、彼は即座に用立てるが、内心、私を見下げるはずである。カナダ人に対してなら、こういう懸念なしに、ためらうことなく、私は借金を申出る。

もう一つの驚きは、カナダの児童が自由を満喫していることである。私の目から見ると、家庭内で子供を抑圧し、規制するものは何もない。アラブの家庭では、戸主が専制的に君臨し、子供の外出時間も厳しく、取締られている。高校生の年齢にある若者に対する禁止行為は、枚挙にいとまがない。

総じて、カナダ人の道德規範は、個人の自由と尊重から発しているのに対し、アラブのそれは、数千年来の古き伝統、因襲に従うことにある。私は、妻との結婚を進める手順で、如実にこのことを体験した。

[適応上の困難性]

自分の本業は、その方面の教育と実務経験をもつ、ホテルのマネジメントである。ロンドンでつとめていたドルチェスターホテルを去る時、そのマネージャーが、友人であるトロントの有名ホテルのマネージャーに、私の推薦状を書いてくれた。トロントのマネージャーは、私を暖かく受入れてくれ、人事部長にとりなしてくれた。しかし、その人事部長はユダ

ヤ人であった。彼は私の履歴書の出生地をみて、“ヘブライ語は話せるか”と聞いた。私は話せないと答え、それで私がアラブ人であることがはっきりした。それ以外は何も問題はなく、やがてホテルから丁重な断り状が送られてきた。

私は前に、このカナダでは、ユダヤ人とアラブ人は礼儀正しく、仲良く交際できるといった。これは、プライベートな生活では真実であるが、就労の場では違う。世界的な有名ホテルからの好意的な推薦状にもかかわらず、このトロントで、私はホテル勤めを実現することは出来なかった。市内の大ホテルを10軒たずねたが、いつも“貴方はヘブライ語を話しますか”という質問を受けたからである。この結果、カナダで最初に得た仕事は、工場内の梱包物の運搬という、きびしいものであった。

間もなく、小さな小売店のマネジメントに転じ、その後2カ月間の簿記講座を受けて、このたびそれを修了した。

今、私は再び職を探している。私の熱望は、ホテルで働くことにあるが、今はもうそれをあきらめた。

[永住意志の程度について]

自分の一存で決められることではない。私はヨーロッパよりカナダの方が好きである。親兄弟の住むパレスチナに戻ることも可能であるが、それには手続上、数年の長い時間と大変な労力が必要である。それよりも、私の直接の関心は、このカナダで、(できれば経理マンとして)満足できる職策を見出すことにあり、これが今後の計画の礎である。適当な職につけさえすれば、私は終生カナダの生活を享受したいと願っている。

2. ブラジル人の場合

26才。1970年サンパウロから移住。今春当地ヨーク大学経済学部卒業。入加当時の持行金\$800.00。語学のハンディキャップなし。

[移住当初の状況]

私は、とくに發展面で發展力に富む国に住みたい気持ちをもっており、デンマーク、オーストラリア、ニュージーランドへの移住も考えてみたが、結局カナダを選んだ。

サンパウロでインタビューを受けたカナダ移民官の話から、ブラジルの大学卒業生なら、カナダの就職には全く心配がない。カナダは、有能な若い労働力を求めているから就職に焦ってつまらない仕事にとびつくことはないという印象を得ていた。

しかし、事実は、私の描いた期待と全く正反対であった。入加直後の3か月間は、私のやった仕事はあるデパートの靴のセールスマンであった。この間、職種の如何を問わず、求職申込を重ねたが無駄に終わった。

仕事の無いことと友達の見えないことで、私の情熱は冷水を浴びせられ悶々としていたのが当時の実状であった。。やり場のない噴瀆が和らぎ、私の気持に変化が生じたのは、許婚者がブラジルから到着してからであった。

彼女は、私には見慣れたこの町や公園や、公共施設のたたずまいを讚美したのである。結婚によって、私はこの国に生活を確立する気持を固めることができた。

[カナダ人の生活様式と生活環境]

市民生活が実に良く組織化され、秩序立っている。政治家がこの秩序の維持を怠っても、新聞がそれを促進するに違いない。

その一例として、公私両面にわたって、カナダ人信じられない程、時間に忠実である。約束の時間の数分前に着いたとしても、彼は駐車した車の中で時計の針を睨み、一分遅えずドアをノックする。ブラジルはこの点、比較に値しない。良くいえば大らかであり、悪くいえばルーズである。

サンパウロでは良く冗談に、時間通り現われる者は、就執の面に来た失業者に違いないといわれる。

カナダ人はまた、時間を有効に区分して使っており、私もこの点でカナダ化しつつあるもし、深夜、友人が訪ねて来て、ブラジル風に“さて、パーティをやるか”と浮かれても、私は睡眠を中断されて、それに快く応ずることができないだろう。

カナダの日常生活の環境は、快適で便利この上ないものである。仮にカナダ人がサンパウロに住んだ場合、電話が申し込んでから架設されるま

れるまで2年を要すること。日常化した停電の連続、暖房熱源の不足、サンパウロ市内の恐るべき交通渋滞など、カナダと全く正反対の実情に直面して困惑を隠しきれないであろう。

また個人生活の諸支払が、大部分小切手の郵送でなされていること、クレジットが著るしく普及していること等、ブラジルの現状からは全く信じ難い便利な決済手段が、ここでは当たり前のこととして実生活に広く浸透している。

〔就職面接での所感〕

私の感知する限り、カナダ国内には、社会的偏見は全く存在していない。しかし、就職の場では、色々考え込むことがある。

私が直面した使用者達は、私の英会話力を讃める。また私の、市場調査、統計、経済動向分析等に関する経験を印象づけられたはずである。しかし、彼等は、私のカナダにおける実務経験の乏しさを残念がる。私のブラジルにおける経歴は、カナダのそれとの比較が困難で、莫然たるものに映るためかあまり考慮されなかったようである。

ブラジルの大学卒業の経歴が重視されないことは良く判ったが、当時のヨーク大学卒業の資格まで引き上げられないのは、一体何を意味しているのか、私は自問している。すでに返送されてきた私の採用申込書は、107通を数えた。

〔永住意志の程度について〕

仕事を得さえすれば応対に永住する。妻はすでに永住の気持である。私もカナダを、とくに、このトロントを愛する。しかし今は、家計の弱状も考えなければならない。失業している現状に何も変化が起らなければ、誠に残念だが、ブラジルに戻らざるを得ないだろう。

今はそうとしか言いようがない。

注) ここに挙げた二例は、いずれも、移住当時から現在までの経済不況の影響を受けたせいも、自己の満足できる取築につくことのできない痛苦を強く訴えている点に特色がある。

移住後の就職時期の遅速は千差万別であるが、本例のように、これが遅れている場合は、数カ月単位の臨時の仕事で生活をつなぎな

がら、粘り強く、適職の発見を続けるか、自己の専門希望とは別の方面に進路の変更を行なうか、二者択一を迫られることになる。

(47年4月月報分)

1. オーストリア人の場合

29才。出生地のウィーンから1967年1月移住してきた。
現在、製造工場のプロジェクト、エンジニアとして活躍。

適応の心構え

私は一人前の大人のつもりで、カナダに来たところ、自分がまだまだ未熟であることを思い知らされた。

オーストラリアでは、自分の厳しい状況に直面したとき、いつでも心を通じ合え、自分を支えてくれる親しい友人縁者に囲まれていた。このカナダで初めて、私は裸の自分一人となった。喜怒哀楽を分かち合える者は誰一人いない中で、たどたどしい英語を使い、私は異境にぶつかっていた。新しい国に適応するためには、今までその必要がなかったほどの気持の強さ(INNER TOUGHNESS)と自主自立の気概が不可欠である。最初の数カ月間、孤独感にのみこまれず新しい生活に順応していくことは、容易なことではない。私が、たまたま知ったアイルランド人は、移住後一カ月で故国に帰っていった。

英語の習得について

ウィーンで勉強したはずの学校英語は、カナダ人の早口言葉の前では、ほとんど役立たなかった。バスの運転手に行先をたずねたところ、彼の返事は物凄く早口(と私にはおもわれた)でさっぱり聞きとれない。何度も聞き返しに来た末、彼は最後に、一語一語区切って言い直してくれた。

私の貧弱な英語は、職場でも種々の支障を来した。
ある日、まだ駆け出しの職工が、私の沈黙を仕事に無知のせいと解したのであろう、技術的ないろはを、大まじめで、私に講義したのである。彼の説明は、聞きかじりで、あやふやなことが明らかに判っていても、

私の英語力では、何も言い返せなかった。職工に対する技術者の言葉は、何も通じなかったのである。

この一事は技術に関しては、自信とプライドを持っていた私にとって大変なショックであり屈辱であった。私はとうとうその場に坐りこんでしまった。この珍事が転機となった。

その後、どん欲に物つかれたように、英語に立ち向った。その方法は、主にテレビを通じてである。夜毎に私は、番組の種類を問わず画面を凝視し、耳をすませ続けた。そして、とくに日常会話の常用句を吸収し、そらんずるよう努めてきた。中途半端な勉強では価値がないことを知った。南アフリカで英語の勉強を続けているウィーン時代の友人は、今では私より進歩が遅い。その理由は、彼は賃借料を払って、テレビを借りることをしないからである。

両国民の差異と共通点

由緒のある歴史を歩んできたオーストリアは、やはり伝統の尊重を基調とする保守的な国柄である。

ウィーンでは、今までなかった意見や行動にふみ切る時は、再考を重ねるものである。第一次大戦後、はじめて共和国になったとはいえ、因襲は仲々死なない。とくに小さな町では、階層意識が隠然と存在し、町を支配している。金持の家に生れた者は、金持のまま死に、貧乏人の場合は貧乏のまま一生を終るという構造は、当分変りそうもない。

これに対してカナダは、新しく全く自由である。人の思惑や前例にとらわれずに思った通りに云い、行動できる。階層意識はなしに等しい。生れながらにして、一生の方向を運命づけられることはない。知恵と野心さえあれば、ボロをまとっていた人でも、大富豪になれる。いわば、立身出世には、絶好の舞台である。

共通点としては、私は“カナダナショナリズム”に非常に共鳴する。それは、天然資源や産業全般が、アメリカのコントロール下におかれている現状をなげき、カナダの自主独立性を強めようとする主張である。カナダ人が、50年前にこの点に気付いていれば、今日のアメリカ支配はなかったであろう。

同じことは、ドイツに対するオーストリアの場合にも云える。言語、歴史、生活様式などで緊密に結びついてはいるが、現代のオーストリアは、ドイツの影のような存在であり、緑の下の力持ちの役割を果たしている。

ビールに例をとっても、オーストリアの銘柄は多種多様であり、ドイツのそれは極めて少ないのに、オーストリアの店頭では、ドイツビールが巾をきかせている。

永住意志の程度について

昨年のクリスマスにウィーンに訪れたのが悪く変っているので落胆した。とくに市内交通がそうである。その古い町並、せまい街裏は、自動車の普及にはそぐわない。比較的新しいトロントの町は、車と共存共栄できるのに、ウィーンはこのまま推移すれば、車の洪水に押流されてしまいに違いない。正直に云ってトロントに戻ってきて、ホッとした。

オーストリアは、スイスと同様に、永世中立を国是としているが、私がカナダを後にすれば、その中立が外国によって、侵略される時である。その時は故国で銃をとらなければならない。しかし、そのような非常時の来ない限り、私はカナダで生きていく。

私の生れた土地の血は脈々としているので、オーストリア国籍を放棄する気はない。私の場合、カナダに対する愛着と忠誠心は、国籍によって左右されるものではない。また、自分の子供がカナダで生まれ、カナダ国籍を取得すれば、それで十分ではないかと思うからである。

2. 韓国人(女性)の場合

1971年10月来加。現在、語学教室を主とする移住者援護機関、INTERNATIONAL INSTITUTEで働いている。

彼女は1960年以前、7年間に亘り、アメリカの大学で学んだ経験があり、また最近10年間、韓国で、社会福祉関係の仕事についていたため、同じような新移住者を援護する、業務を得た。唯一人の肉親たる母を、今夏呼寄せるとの予定。

移住の動機と移住直後の経過

韓国の大衆の生活は楽ではない。比較的恵まれている政府関係機関の勤め人でも、月給 C\$ 1.00 位、それ以外の勤め先はもっと恵まれていない。

女秘書は技能未熟のせいもあって、月給 C\$ 30 程度にすぎない。女性の自立は覚束がないので、若い女性は家族と同居し、早々と結婚していく。

私は、韓国で共に働いていたカナダ人の友人から、トロントは、数千人の同胞が住みついていること、そして、カナダ女性は、私の留学中に知ったアメリカ女性より、ずっと慎しみ深いことを知った。女性の慎み深さ、それは韓国人にとって、大変有難いことなのである。私は10年間の母国生活のあと、北米に戻ることを決意し、ためらわずに、私の肌に合いそうなカナダを選んだ。

トロントに着いたとき、語学のハンディはないものの、懐中は C\$ 100.00、知り合いは一人も居らず、とりあえず、YWCAに部屋をとった。韓国カトリック教会の牧師を訪ね。大変世話になった。数週間の中に、今の勤め先に敷を得られて、幸運であった。それからの定着の経過は、まず順調に進んだ。

韓国人の移住者の定着について

私の仕事は、各国からの多様な移住者と接し、日々その人々の中で働き、新移住者が緊張とおびえを克服するよう手助けすることである。

この経験から、齒に衣を着せず私の実感を述べれば、ドイツとスカンジナビア諸国からの移住者が、最も早く順調にカナダ社会に適応していく。

これに較べると、韓国、日本、中国、など東洋人は、適応が遅く、ともすれば、自分達のグループ内にこもる傾向がある。これは、言語が最大の障壁なのであろう。韓国人は、とくに英文法が苦手である。あやふやな英語を用いて、恥ずかしい思いをするよりは、カナダ人との接触を避けてしまうのが、韓国人の普通の姿勢ではないかと思う。

移住に伴う家族内の問題

まず主婦については、カナダの女性の思われた立場との間に、落差が大きすぎて直接の比較は困難である。

端的に言えば、韓国における家族は、男性の絶対支配下にある。妻は夫の陰にかくれ社交の場には姿をみせず、育児が主な役割である。子供が生まれても男児は大事にされ、女児はうとんぜられる。こうした極端な男尊女卑は、最近、確かに是正されはじめてきた。が、その家風を強く残す一家が移住して来れば、カナダの社会環境は、様々な波紋を家庭内にも呼び起す。

奥さんは、周囲のカナダ婦人の自由で伸び伸びした生活に触れて、自然にそれに染まって行く。これは韓国の夫の家庭支配力を弱めずにはおかない。夫は既得権を固持するから、そこに夫婦間の衝突が発生する。子供は、このカナダの学校で、はじめて自分で物を考え、積極的に質問し、時には強い者へも立向っていかねばならぬことを教わるのである。この教育は、従順、服従を基調とする韓国のしつけから、ほど遠いものであり、当然その喰違い、矛盾は、家庭内に持ちこまれよう。

一方、カナダの社会風土は若々しく、青年に適している反面、老令者が自分達だけで生活しているという老人の境遇には、再考の余地があると思う。

韓国の家庭では、冠婚の祝いを盛大にやる。

60年の波乱ある人生を無事乗り切ってきたことを、血縁者や知人が心から祝福するのである。この様を敬老の風習は、もっとカナダの生活に取入れられて然るべきではないだろうか。

今後の予定について

私はトロントと、今の仕事を愛している。

近く母も到着するし、ここで落着く気持ちに変わりはない。同時に私は世界各国の生活に、強い好奇心をもっているので、このカナダを基地にしてできるだけ各国をみてまわりたい。この間にカナダ国籍を取得するかどうか考えることとする。

このような予定を考えるだけでも楽しくなる。



LIE